

平成 2 1 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 2 1 年 1 2 月 1 日開会

柳泉園組合議会

平成21年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第17号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 1
・議案第18号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 1
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・議案第16号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・○閉 会	6 1

平成21年第4回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成21年12月1日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
(追加議案) 議案第17号 柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例
(追加議案) 議案第18号 柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例
 - 5 議案第14号 平成21年度柳泉園組合経費の負担金について(再算定)
 - 6 議案第15号 平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 7 議案第16号 平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
-

1 出席議員

1番 小山 慣一	2番 沢田 孝康
3番 上田 芳裕	4番 板垣 洋子
5番 保谷 清子	6番 鈴木 久幸
7番 森田 正英	8番 原 まさ子
9番 西上 ただし	

2 関係者の出席

管理者	野崎 重弥
副管理者	星野 繁
副管理者	坂口 光治
助 役	森田 浩
会計管理者	坂東 正樹
代表監査委員	現王園 成夫
東久留米市環境部長	橋爪 和彦

清瀬市市民生活部長

金子 宗 助

西東京市生活環境部長

名古屋 幸 男

3 事務局・書記の出席

総務課長

涌 井 敬 太

施設管理課長

中 村 清

技術課長

大 場 俊 美

技術課主幹

中 野 博 利

資源推進課長

永 井 清

施設管理課長補佐

新 井 謙 二

資源推進課長補佐

千 葉 善 一

資源推進課長補佐

鳥 居 茂 昭

書記次長

佐 藤 元 昭

書記

浜 野 和 也

書記

浜 田 伸 陽

午前10時00分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成21年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（森田正英） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、11月16日と本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、代表者会議の御報告をさせていただきます。

去る11月16日（月曜日）及び本日、代表者会議が開催され、平成21年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成21年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、12月1日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入りますが、本日追加日程として議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例及び議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例が提出され、議案第14号及び議案第15号と関連がありますので、行政報告終了後に追加議案を先一括で審議し、その後、「日程第5、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）」及び「日程第6、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」についてを一括議題として審議をいたします。

次に、「日程第7、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題として審議をいたします。

以上で本日予定されました日程がすべて終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（森田正英） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、小山慣一議員、第2番、沢田孝康議員、以上、お二人の方をお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでご

ざいます。よろしくお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） 平成21年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

東久留米市におきましては第4回定例会開会中、清瀬市、そして西東京市におかれましては第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様方におかれましては本日の定例会に御出席をいただき大変ありがとうございます。

去る第3回定例会に私、管理者として出席をしなければならないにもかかわらず、体調不良によりまして欠席に至りました。まず、このことをおわびを申し上げさせていただきますたいと存じます。定例会を欠席いたしまして大変申しわけございませんでした。

本日、第4回定例会の開催をさせていただくわけですが、本日追加させていただきます議案第17号及び第18号につきましては、平成21年度柳泉園組合経費の負担金の計算に誤りがあり、関係市の負担金額に変更が生じたことに関し、関係市の皆様方に大変御迷惑をおかけいたしましたことを、この場をおかりしまして改めておわびを申し上げます。今後、このようなことを二度と起こさないよう、事務処理方法の見直しやチェック体制の強化など、組織が一丸となって再発防止に取り組んでまいり所存でございます。御容赦いただきますようお願いを申し上げます。

本日の定例会におきまして、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。

また、本日御提案申し上げます議案は、本日追加させていただきます議案2件と合わせまして合計5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりましてごあいさつにかえさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございます。

○議長（森田正英） ありがとうございます。

○議長（森田正英） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成21年8月から平成21年10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務についてでございますが、8月14日に関係市で構成する柳泉園組合事務連絡協議会を開催し、平成21年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議をいたしております。

次の2の見学者の状況でございますが、今期は18件、829人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が7件、610人でございます。

続きまして、2ページの3のホームページでございますが、表2に記載のとおり、今期は6,240件のアクセスがございました。

次に、4のごみ処理手数料の徴収状況でございます。表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

なお、このごみ処理手数料につきましては、ことしの10月からごみ処理手数料の改定を行っております。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、平成20年度の一般会計決算についての審議が10月20日から29日にかけて延べ3日間行われました。本日議案として御提案させていただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、6の契約の状況でございますが、今期は7件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、3ページの表4-1に記載のとおり1万8,421トンで、これは昨年同期と比較いたしまして1,121トン、5.7%減少しております。内訳といたしましては、可燃ごみは1万6,580トンで、昨年同期と比較いたしまして1,103トン、6.2%の減少、不燃ごみ等は1,841トンで18トン、0.9%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-2から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

なお、現在小金井市との広域支援協定に基づくごみ処理の受け入れにつきましては実施しておりません。

次に、5ページの表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページを御参照いただきたいと思います。表5-1及び表5-2は、有

害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページを御参照いただきたいと思います。表6は、缶等の資源物の搬入量をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,079トンで、昨年同期と比較し47トン、2.2%の減少しております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、今期の主な整備状況につきましては10月に1号炉、共通設備及び污水处理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、5月から実施しておりましたごみ・灰クレーン定期点検整備補修が10月に完了してございます。

8月7日には、排ガス中のダイオキシン類測定を、周辺自治会の方の立ち会いをお願いし、実施いたしております。

続きまして、8ページ表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、構成3市において容器包装プラスチック類の分別収集及び資源化が開始されたことによりまして、クリーンポートで焼却している可燃物等の焼却量は1万8,068トンで、昨年同期と比較いたしまして1,220トン、6.3%の減少となっております。

次に、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等につきましては、8ページの表8から9ページの表10に記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、10ページの(2)の不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございます。記載のとおり、8月から10月にかけてまして施設は順調に稼働しております。また、10月にはコンベヤー関係補修を実施いたしました。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は1,841トンで、昨年同期と比較し18トン、0.9%の減となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターにつきましては、各月とも施設は順調に稼働しております。10月に空調設備保守点検を実施しております。

次に、11ページの表12、リサイクルセンター資源化状況につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、12ページ3の最終処分場についてでございます。引き続き東京たま広域資源循環組合、エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,094トンで、これは昨年同期と比較し130トン、6.6%の増となっております。搬出状況は、表13に記

載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては埋め立て処分をせず、RPFや路盤材などとして再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表14に記載のとおりでございます。

続きまして、13ページを御参照いただきたいと思います。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は424キロリットルと、昨年同期に比べまして22キロリットル、4.9%の減少でございます。表15-1から14ページの表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

2の施設の状況でございますが、今期は各月とも施設は順調に稼動しております。

次に、表16でございます。し尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、16ページの施設管理関係の1の厚生施設についてでございます。各施設の利用状況でございますが、昨年同期と比較いたしますと、野球場は2.5%の増、テニスコートが32.9%の増と利用者は増加してございます。室内プールにつきましては11.5%減、浴場施設につきましても2.2%の減となっております。詳細につきましては、表17-1及び表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございます。室内プール及び浴場施設の水質測定結果につきましては、表19及び18ページの表20に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で行政報告は終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○3番（上田芳裕） 1点だけ少しお尋ねしたいんですけれども、いわゆる処理状況、搬入状況、可燃ごみ、不燃ごみ、それぞれお尋ねしたいんですが、基本的には昨年に比べますと落ちていると。ですけれども、減少していると。したがって、クリーンポートの処理状況も減少していると。こういうお話を承りました。

そこで、二ツ塚の処分場に対する搬出ですけれども、これは昨年を上回っていると。こういうことですが、ごみの搬入が落ちていて焼却残渣がふえていると。こういう御説明ですが、これは具体的にどう考えたらいいのか、少し御説明いただければありがたいと思っています。この1点だけです。

○技術課長（大場俊美） 昨年度の比較で、二ツ塚に持ち出し量がふえているということなんですが、昨年なんですが、1炉運転とか、要するに現状は2炉運転を主に運転をしていましたが、去年につきましては部分的に1炉運転とか、故障等によって1炉運転の部分がふえて、何日か2炉運転しない部分がありましたということなんですが。

○3番（上田芳裕） 要するに普通に考えれば、ごみが減っていますから焼却残渣の搬出も普通は減るんです。と考えるのが正しいと思うんですけども、今言ったように1炉の運転のときもあったし、2炉の運転もあるので、その運転状況が違うので、ごみの扱う量が減っていても、焼却残渣そのものはイコールではなかったときがあったと。こう理解していいのかしら。要するに、一般常識からいけばごみが入ってきますよね。これが減っている。したがって、焼却残渣もそれなりに減るはずですから、二ツ塚の処分場に搬出するのも減ると。これが普通の一般的な考え方ですけれども、集めるごみが減少しているにもかかわらず、エコセメントの焼却残渣のための搬出がふえているというのはどうなのかなと聞いたので、今の炉の運転の状況が違ったから、必ずしもイコールではなかったと。本来ならばごみが減っているわけですから、焼却残渣も減るはずだと。こういうことで、考え方としてはそういうとらえ方でよろしいのかどうか、その辺を少し確認したいんです。

○技術課長（大場俊美） 議員のおっしゃるとおりで、炉の運転の関係でなりましたということですが。

○2番（沢田孝康） 今の説明はわかったようでわからないんですけども、要は最終処分場に搬出する実績のこの数字は、8、9、10月の搬出量と、最終処分場の炉の稼動状況によって、例えば稼動が1号炉しか稼動できないから、柳泉園さん、少し出すのを待っていてねという意味でおっしゃっているのか。そういう意味ではないんですか。そのあたりをもう少し詳しく説明してもらいたいなと思いますけど。

○総務課長（涌井敬太） 大変申しわけございません。簡単に申しますと、ここに書かれているごみ処理量というのは、ごみが搬入されたときの重さそのものなんです。搬入された後は、柳泉園組合の処理としましてはごみピットに一度ためます。ためた後、その後の焼却をしていくわけですね。ですから、焼却する量というのはクレーンでつかんだ重さ、

これは大体ではわかるんですが、正確ではないものですから、搬入された量が処理されたということで処理量と記載させていただいております。実際の運転は、搬入されているのがその日のうちにすべて処理できるわけではありませんので、ごみピットのほうにたまっていったり減っていったりという増減があります。それで、今期につきましてはたまたまごみの搬入量は少なかったんですが、焼却している量が多かったと御理解いただきたいんです。それで、灰の搬出量がふえていったと。そういうことなんでございます。ひとつよろしく願いいたします。

○9番（西上ただし） 工事請負契約状況の内容について、質問をさせていただきます。

報告資料の2ページでございますが、クリーンポート汚水処理設備定期点検整備補修について指名競争入札であるわけですが、この入札の経過の中で、「本件は、予定価格を事前公表し、郵便による入札を実施した」と書いてございまして、この中で2社が辞退、1社が不参加ということです。辞退ということは、いわゆる参加しないという表明をされたと思うんですが、不参加という場合は回答がなかったのか、それともどういう形で不参加という状況であったのか、その辺を教えてください。

○総務課長（涌井敬太） この不参加の業者は、通常辞退届というのが事前に郵送されてくるんですが、その辞退届もなく、当日になっても入札の札が郵送されてこなかった。郵便局どめの入札をしておりますので、郵便局に時間までに来なければ、それは通常は辞退と考えるんですが、辞退届がなかったものですから不参加とさせていただきました。

○9番（西上ただし） それで、不参加ということでもありますけども、いわゆる指名競争入札ということで、こちらで業者を指名している中でそういった回答が来ないというのは、やはりこういった契約の上では非常に甚だしいというか、そういう状況かと思うのですが、その辺について、それが何回かあったら罰則の対応をとるだとか、そういったことがあるのかないのか。またあるのであれば、基準を示していただければと思います。

○総務課長（涌井敬太） 辞退、不参加に関しましては、大変申しわけございません。私どもの組合ではそういった基準がございませんが、議員おっしゃるとおり連絡がないで不参加ですので、この業者につきましては以降、こういったものには指名をしないという方向で考えております。

○8番（原まさ子） ごみ処理施設関係のところの3ページですけれども、不燃ごみ、粗大ごみの搬入量が減少していて、だけれども軟質系プラスチック類の量については、昨年の同期に対して80トンふえているということなんですけども、これがふえている要因と

か、どこから来たものが軟質系としてここに挙がっているのか教えていただきたいと思えます。

○資源推進課長（永井清） 議員御指摘のとおり、不燃ごみが減少しているのに、軟質系プラスチック類が増加しているということなんですが、確かに昨年同期と比較しまして、不燃ごみの搬入量が2トン減少しております。それから、軟質系プラスチック類の焼却量が増加している原因としては、これは推測の範囲ではございますが、関係3市とも容器包装リサイクル法対象、その他プラスチック類の分別収集を実施して、適切に分別されていると考えられますが、対象となっているその他プラスチック類の中で、汚れているものについては不燃ごみとして出されているという要因と、あとは対象外の軟質系プラスチック類の量が増加していると推測されます。

○8番（原まさ子） ありがとうございます。多分始まってからも、汚れているものはあまり入れてくれるなという指導がされているので、ここに来てふえるということがあるのかどうかというのは、少し想像がしにくいなと思いました。

これが例えば加藤商事からすごく汚れたものがあったので、こちらに持ってきて焼却しているという実態とは違うということなんです。ということは、家庭の中でその他プラスチック類に入れなくて、可燃で入れている人は少し話に聞くんですけども、そのあたりをどのように分析しているのか、もう一度すみません。

○資源推進課長（永井清） ごみの組成につきましては、今年度につきましては2カ月に一遍ぐらいのペースで測定はしているんですが、データ自体が毎日のようにとっているわけではないので、当然ばらつきがあるとは思いますが、その関係から、この3カ月間の比較でございますので、年間を通して平均的なものがどうなるかというのは出してみないとわからない。たまたまこの期間においては、軟質系プラスチック類の焼却量がふえているという理解をしております。

○5番（保谷清子） 施設管理関係のことについてお尋ねしたいと思います。16ページです。この施設の利用状況を見てみますと、野球場とテニスコートの利用回数はふえているということで、その他、会議室とか、また室内プール、浴場施設利用者、トレーニング室利用者は大変減少していますけれど、この主な理由というのは何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。設備の面とか施設の面とか、特に室内プールですね。利用者が減っていますし、トレーニング室利用者が減っていますが、何か理由があるのかどうか、どうとらえていらっしゃるかお願いいたします。

○施設管理課長（中村清） 確固たる主なものとは、はっきりしたものは少しとらえられない状況なんです、かなりプールも浸透してきまして、近隣住民の方に。ここに来て少し飽きがきたのかなという、そうですね。18年をめぐりまして、右肩上がりに上がってきてはいたんですが、18年以降それが下がってきています。現在も下がってきております。どうしても社会状況が結構主な理由かなと考えておりますけども、今の不況下の時期ですね。プールまでは利用しようというお客さんがいまい少ないのかなと考えております。

○5番（保谷清子） どうもありがとうございました。社会状況によって、こういう状況があるのかというようにとらえていらっしゃると思いますけど、この設備の面ということでは、例えば古くなったとか、何かそういう状況のことはないのでしょうか。

○施設管理課長（中村清） 確かに設備は、たしかプールは61年の稼働だと思いますけども、ここに来て23年ほどたっております。ですから、周りのいろんな設備、民間の施設等々に比べますと、かなり古手になってきているのかなと。そういう意味での少し減にも値するのかなとも考えられます。

○5番（保谷清子） では、また状況などをつかんでいただいて、もしあれでしたら対応なども考慮していただければと思います。終わります。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（森田正英） 続きまして、先ほど代表者会議報告の中でもありましたが、本日追加議案といたしまして、議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例及び議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例が提出されました。

この際、議案第17号及び議案第18号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例及び議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例は、関連がございますので、一括議題といたしたいと

思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

議案に入ります前に、管理者より議案関係資料の配付依頼があり、これを許可いたしましたので、ここで職員をして資料を配付いたします。

配付漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例及び議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は平成21年度、柳泉園組合経費の負担金について計算に誤りがあり、関係市の負担金額に変更が生じ、関係市に御迷惑をおかけしたことを踏まえまして、管理者及び助役の責任を明らかにするものでございます。

また、関係する職員につきましては、柳泉園組合職員分限懲戒審査委員会におきまして、今回の関係市負担金算定の誤りに対する処分について審査し、厳正な処分を行う予定でございます。

なお、柳泉園組合議会、柳泉園組合関係市並びに関係市の市民の皆様には、柳泉園組合に対する不信感を招いたことに対しまして深くおわび申し上げますとともに、今後再びこのようなことがないように管理・監督し、柳泉園組合に対する信頼回復に全力で取り組んでまいります。

御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○8番（原まさ子） ほかの一部事務組合でも、管理者が責任をとって報酬を減額するというケースがあったと聞いておりますけれども、そのような場合に、例えば管理者であれば今回100分の0ということですが、そこまでの対応というのはあまり聞かないなと思っております。このあたりが適正なのかどうかというのと、管理者個人がそのよう

に判断をして決めたということなのか。通例であれば通常このくらいとか、恐らくあると思うんですけども、その辺について説明してください。

○管理者（野崎重弥） 今回の負担金の計算の誤りについてでございますけれども、こういった誤りは決してあってはならないと思っております。皆様御承知のとおり、柳泉園組合の負担金の額の決定という形で、第1回定例会の組合議会において議決もいただいておりますし、それに基づいて当初予算も編成がされておるわけでございます。言いかえれば二重の形で組合議会の皆様方、また関係市の皆様方に御迷惑をおかけした。これは重く受けとめなければならないと思っております。

また、今回の報酬の特例に関する条例を提案させていただきますことについて、過去においてどういった経過が、例があったかということも事務局をして調査をいたさせました。しかしながら、これまで管理者の報酬の減をするという例はないようでございます。しかしながら、こういった形で負担金の誤りがある。一部事務組合がそれぞれ関係する市の負担金によって運営をされているということは、これは紛れもない事実であるわけでございます。そういったことは管理者として重く受けとめさせていただきたいと思っておりますし、二度とこういうことがあってはならないということから、私今回こういった判断をさせていただいたところでございます。

○8番（原まさ子） ということであれば、これは野崎管理者が非常に個人的にここまでの減額というか、報酬をなくするという決定を御自身に科したということなんでしょうか。こういうことが、例えば次に起こらないでほしいと思っておりますけれども、何らか起こった場合に、一たんこういうことがあれば前例になったりということになるろうかと思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えになったんでしょうか。

○管理者（野崎重弥） 先ほども申し上げましたように、とりわけ負担金の計算に誤りがあるなどということは、これはもうあってはならないと思っておりますし、私は柳泉園組合として、二度と負担金の誤りがあってはならないと思っておりますから、このことを大きな課題として、二度とこういうことがないようにするということを、柳泉園組合の中でも職員を挙げてこういったことを受けとめてほしいと思っておりますし、そういったことがないようにということで、私は今回こういった判断をさせていただきました。

○4番（板垣洋子） きょうの追加議案を見て大変驚いているんですけども、私は最初に出ていた議案の中で、このことに対して今後どのような対策をとられるのかということが、まずきょうのこの議会の中で確認したいと思ったことなんです。そのことが確認でき

なくて、先に個人的な責任のとり方というところでは少し納得がいかないんですけども、あってはならないということで、実際発生したことについて、どのように今後改善するのかというところをあわせてどのようにお話しされているのか、説明されているのかということをもまずは確認させていただきたいんですけども。

○助役（森田浩） 今回のこの事務処理につきましては、非常に皆様方に御迷惑をかけたということは重要なことだと受けとめております。そういう意味からおきまして、この事務処理を行う庁内の最高責任者である私が、いろいろ責任を感じているところでもございます。

また、それを受けまして、今後どのような事務処理を行うことが、二度とこのような不祥事を起こさないかというところでもございますが、今回のこのミスを考えてときに、ミスそのものにつきましては非常に単純なミスでございます。Aという数値を使うべきところを、誤ってBという数値を使ってしまったと。それが大きな1つの間違った原点でございます。本当に単純なミスでございますが、そのミスが各市に与えました影響というものは、これははかり知れない影響がございます。各市の予算に対する対応をしていただくこと、また先ほど管理者からもお話がありましたとおり、この柳泉園が運営していくについて、一番重要な財源である負担金に間違いがあったということにつきまして、二度とあってはならないということで、これは今後考えるべきところにつきましてはチェック体制をきちんとしていくことがまず大事で、そのチェック体制さえきちんとなっていれば、二度とこのような単純なミスは起こらないのではないかと考えております。

○管理者（野崎重弥） 負担金の計算をさせていただきますときに基本となりますのは、構成3市のごみ量があるわけでございますけれども、今、助役が申し上げましたように、この負担金を計算するときのごみの搬入量のところで、公車のみのごみ量をその負担式の中に入れなければいけないところを、公車プラス私車の合計のごみ量を負担金を算出するときに入れてしまった。これが誤りの原因でございます。

今回、内部的に異動がありまして、負担金の計算を行うのが初めてだったということもありますけれども、これはあくまでも内部的な問題であって、やはり柳泉園の運営に大きなお力をいただいている各市の負担金の計算をするわけでございますから、そのチェック体制をどうもう一度再構築するのか。これはもう既に指示はいたしておりますけれども、そういったことを基本に、もう一度原点に戻ってチェック体制の再構築をしていく必要があると思っております。

それと、私は職員に対しまして訓示をするときにいつも申し上げますけれども、行政法上の特別地方公共団体（一部事務組合）は、本来であれば普通地方公共団体が行うべき事務の一部を一部事務組合が行っているわけでございます。そして、その事務の運営については、負担金という形で普通地方公共団体が負担をしている。では、柳泉園組合が運営するときに、本来であれば普通地方公共団体のかわりにこういった焼却処理を行っておるわけでございますから、そのかかる費用は構成市に願います。それは法的にはそのとおりなのかもしれませんが、やはり一部事務組合として、どうそれを構成していただいている普通地方公共団体の負担も減らせる努力をするのか。そのことをもう一度考えてほしいということは、常々職員にも話をしているわけでございます。そして、やはり何と言いましても安定的に、そして安全に柳泉園組合が運営もできる。このことを念頭に、予算編成もしてほしいということは言っております。

基本的に今後の柳泉園組合のそういった事務体制、これはもう一度、今、来年度の予算編成に向けて事務を行っておりますけれども、そういった中でも再構築ができるよう、管理者としての責任を果たしてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○4番（板垣洋子） 2月にこの負担金の提案がありましたときに、私は前年度からのパーセントの違いでこのあたりを質問しているんですけども、残念ながら私の力ではこのミスは気づくことができませんでした。議員としてもこのことを認めてきているわけですから、管理者だけの責任ではないと私は思っております。議員としてどうすべきだったのか、なぜこれがわからなかったのか、わかるような情報提供がされていたのかという、そのあたりが私は改善していただきたいところです。

大変に専門的で難しい負担金の計算式は出ているんですけども、でも単純にそこに公車と私車の数が出て、年間の搬入量などが出ていたら、そこが違うということは、私たちでも気づくことができたのではないかと思うんですね。なので、私もやはりこれを認めてきたこちらの責任というか、どうなっていれば正しい数字を判断できたのかというところで考えたときに、やはり管理者だけの責任ではなく、こちら情報提供を十分に求めることによってその確認ができないのかな。これからもできないのかというところでは、まだ少し疑問が残るんですけど、そのあたりの御検討はしていただくことはできるのでしょうか。

○管理者（野崎重弥） 議員おっしゃいますように、負担金の額の決定について、そして当初予算の御議決をいただきます前に、負担金の計算式もその議案書の中に入れさせてい

ただいております。そして、その中でごみ量というところもございませぬ。しかしながら、今回私どももこれは大変申しわけなく思っておりますけれども、そのごみ量が公車のみのごみ量だったのかどうかということの再確認というものができていなかったから、こういった誤りがあったわけでございます。これはもう端的に申し上げましても、こういう議案を出しておいてこういう言い方は大変申しわけなく思いますが、これは端的に言ってケアレスミスでございます。そういったものをもう一度議案提案をさせていただきますときに内部的にチェックするというのと、御審議いただきますときに、この基本になっている数値が公車の搬入量であるということも御説明させていただきながら、負担金の額の決定の議案を提案させていただくということが必要であったんではないかと、私は思います。

ちなみに、この負担金の額の決定をいたしますときの計算は、これは手計算ではございません。パソコンの中に数式が入っておりますから、そこに数量を打ち込めば答えが出てくるという形になっているわけでございます。そういった意味では、今後の提案時における説明の仕方、こういったものについてももう一度原点に戻る必要があるだろうと、私はそのように考えておるところでございます。

○4番(板垣洋子) 以前もここの議会でもらう数字が3カ月ごとで、前年度と比較しているというところでは、当然私たちがいただいた資料は3カ月分を並べて1年分で見ればわかることで、やはりこの公車の数も、今回も数をいただいているわけですから、そこをチェックすればできなくもなかったといえどもできなくもなかったのかなとも思っているんです。ケアレスミスということは、今後も起こる可能性がほかのところでもありと逆に受けとめてしまいますので、もちろんそちらもきちんとチェック体制をすることも必要ですが、なるべくわかりやすい情報提供もこちらにお願いしたいということ意見を述べて終わります。

○8番(原まさ子) すみません、先ほどの質問を途中にしているのですが、実はこの第14号の議題にすごくかかわると思っていたので、質問を避けておりました。

私も板垣議員と同じように、議会自体もこういうことがチェックできる体制になっていなかったと思います。もちろん、計算式は示されてはいたしましたが、それは公車、私車がこうなっていたなんていうことはわからなかったわけですし、今の説明をいろいろ聞いてみると、では事務をしている人お一人が数字を出したら、だれもチェックすることなく予算のもとになってその数値が歩いていくのかという感じを受けました。本来であれば何人かの人で、二重にも三重にもそのことに間違いがないのかというチェック体制が必要

だったろうと思いますし、さらにいえば私たち議会もそういうことが、1年分が示されていけば、公車と私車の分というのはどのくらいというのは一目瞭然でわかったりして、これはどうも違うんではないですということが申し上げられたかもしれないです。そう考えれば、私は野崎管理者が非常に3市に迷惑をかけて、管理者として自分はこういう責任のとり方をするのだということと今回の報酬について決められたと思いますけれども、それが本当にいいことなのか。では、議会はそのまま何もしなくて、管理者にだけ、副管理者にだけ、こういう責任のとられ方をされてそれでいいのかなということとはとても疑問に思っていたんですね。なので、今のチェック体制からいうと事務を何重にも、何人かの手できちんと精査をするということが1つされるということの確認でいいのかということと、議会にもしっかりとそのあたりを示して、確かにこうですという確認が私どももできる体制にするのかということをもう一度聞かせてください。

○管理者（野崎重弥） まず、私は特別地方公共団体であります柳泉園組合の管理者を行っておりますけれども、一方で特別地方公共団体である一部事務組合を構成している市の市長でもあるわけでございます。予算編成をするときに、各市すべてそうだと思いますけれども、まず一部事務組合の負担金は、予算編成時においては投資可能財源の中から別枠で確保します。それが本来、普通地方公共団体が行うべき事務を一部事務組合に行わせているわけですから、予算編成上はそれをまず基本に置く。その負担金を間違ったわけでございます。それが間違っていなければ、もしかすると構成各市の一般財源に影響してまいりますから、構成各市ではもっとほかにやりたい事業があったかもしれない。また、起こすべき起債を起こさなくても済んだかもしれない。私は普通地方公共団体の長側から見れば、それぐらいの負担金の重さがあると思っています。

一方で、今、原議員からも御指摘をいただきましたけれども、予算編成をする段階でそれぞれ職員が担当を決めて、自分はこの分野、この分野ということで、責任を持って予算編成に当たっていきます。そういった意味では、今回各市の負担を計算しますときに1人の人間に任せていた。そのチェック体制が不足をしていた。これは私どもは本当に重く受けとめなければいけませんし、こういったミスをなくすために、二重、三重のチェックをどういう形で組合としてチェックするかということ、このことをもう一度原点に戻らなければならないと思っております。なおかつこういったミスを二度と起こさないためにも、原点に戻るだけではなくて、より精緻なチェック体制はつくっていかねばいけません。これは今予算編成もやっておりますから、そのことをもう一度予算編成もする中で、どう

いったチェック体制が一番ミスの起こらない体制になるのかということも考えながら、最終的にチェック体制は定めていきたいと思っております。

また、今回のこういったミスに対しまして、私、管理者として本当に申しわけなく思っております。組合議会の皆様方には、私たちにも責任があるというお言葉をちょうだいいたしておりますけれども、これは私ども事務方の間違いでございます。本来、きちんとした精査をされた間違いのない予算書を皆様方にお示しし、御議決いただく、御審議いただく、これが私どもの務めでございます。このことをもう一度職員にも再度督励をしてまいりたいと思っておりますし、今後二度とこういった間違いがないよう、柳泉園組合職員とともに努力をさせていただきたいと思っております。

重ねておわびを申し上げ、御理解賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○3番（上田芳裕） 今、管理者から一定のお話がありましたので、それはそれとして受けとめさせていただきたいと思いますが、少し気になった点が1点だけありましたので、確認をしておきたいと思っております。

お二方からチェックできなかった議会にも責任があるのではないかというお話がありました。これは一般論として私は正しいと思っておりますけれども、もう一方では行政報告も含めて出されてきた数字は、正しいという前提で私どもは協議に入るんです。今のようにそれにミスがあってチェックできなかった議員にも問題があるんだと、あるいは議会にも問題があるんだということをもし強調されるのであれば、行政報告作成の時点で議会は関与していかなければならない、あるいは議員は関与していかなければならないと、こうなってきます。ですから、この辺は少し役割分担で明確にしておきたいと思うんです。疑いのあるところについては質問しますから、それはもう行政側が、事務方はきちんと答えていただきたいし、またできると思います。根拠の数字も示せると思います。しかし、そうでない限りにおいては、信頼関係という言葉が適切かどうかわかりませんが、それぞれの役割の中で物事を進めていくという前提に考えれば、出された数字は正しいであろうと、間違いがないであろうという前提で私どもは協議をしておりますので、当然今のように間違いがあれば、それはもう事務方を含め今後どうするのか、チェック体制も含めて検討しなければいけないとは思っております。だからといって私どもに責任がないとは言いませんけれども、あくまでも出された数字が正しいだろうという前提で私どもは協議に入る、あるいは審議に入ると。

私どもの大事な問題は、いわゆる根拠法の問題とか政策の問題とか、中間処理施設の柳

泉園組合そのものの事業の今後の問題、それから環境問題とどうリンクしていくのかと。そういった点も含めて、あるいは入札の経過を私どもは協議していますし、荒っぽい言葉を言わせていただければ、木を見て森を見ずでも、私は議会の使命は果たせないと、そう思います。では、木を無視していいのかということは私は一言も言うつもりはありませんけれども、少なくとも役割分担の中で、お互いによりいい方向で毎回議会定例会が開催され、そういう結果をもって事業が進んでいると。私はそう理解していますので、今回の措置については管理者をはじめ多くの方々が反省も踏まえ、今後の問題等もこれから具体的に協議されることもあろうかと思いますが、それはそれで私どもは信頼してまいりたいと、そう思います。私ども議会の審議についてもぜひ信頼をしていただきたいと、こう思います。

疑問があればもちろん、繰り返しになりますが、質問はしますけれども、そうでない限りにおいては、お互いのチェック機能を果たしながらよりいい議会、あるいはよりいい事業展開に進めてまいりたいと、そう思っておりますので、一言、質問ではありませんけれども、お二方の話を聞いていまして気になった点がありましたので、私の見解を述べさせていただきます。ありがとうございます。

○2番（沢田孝康） 私も、確かにケアレスミスであれ、こういった形になったということは大変な事態だとは思いますが、それぞれ各市、私も今計算式を見ているけれども、この数字を我々が本当にチェックできるのかというと、現実的には非常に厳しいのかな。確かに板垣議員がおっしゃるように、情報をすべて提供しろというのであれば、また我々もその計算式に応じて負担金の計算をして、その中でこれは少し違うのではないのと言えることができたかもしれない。それはそれとして、情報提供の大事さというのわかります。

それはそれとして、今回の野崎管理者がこういう形で100分の0という数値を出されたということは、その責任の重さを考えれば、管理者がみずから決意をされてこれを出されたんだろうとは思いますが。しかしながら、当然職員のケアレスミスでこうなったわけで、それと同時に要は管理者として野崎管理者がいらっしゃるわけですが、では副管理者がお二人いらっしゃいますよね。副管理者の間ではどういう話になったのかなと。野崎管理者だけが例えば100分の0をやりますというときに、では副管理者の方々はどういう見解を持ったのかなと。これは内々の話ですからね。それは言えることと言えないことはあるかもしれませんが、やはり管理者を補佐する立場の副管理者がいらっしゃるわ

けで、そのあたりはどのようになされたのかなど。どういう見解を持たれたのかなどいうことは、言えること、言えないことがあると思いますが、それが発言できればお願いしたいと思います。

それとあと、当然再発防止のために今検討をなされたと思いますけれども、その結果について、それとあと職員については分限審査委員会が開催されますので、その報告については来年2月の定例会で報告がなされるのかなと思うんですが、その経過についてはどのようになるかお答えいただきたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 1点目について、私から御答弁をさせていただきます。

この件につきましては管理者会議開催をさせていただきました。私からお二人の副管理者におわびを申し上げました。この負担金の計算式は、これはあくまでも事務的な部分でございます。なおかつこの部分について助役、そして私も気がつかなかった。これについてまずおわびを申し上げました。

そして、責任のありようというものを明確にさせていただきたいということで、管理者会議の中で私から発言をいたしました。そうしましたらお二人の副管理者それぞれが、それは管理者だけの責任の問題ではない。私どもも一緒に責任をとらせてほしいというお申し出はいただきました。しかし、これは私からお断りをさせていただきました。なぜならば、柳泉園組合を運営していくときに、すべて今予算編成の途中、ここまで来ました、今こういう状況ですという、その段階段階での管理者会議は開催をいたしておりません。事務的に方向性を詰め、課題点のみ管理者会議を開き、この関係についてはこういった方向を出したいがいかがか、こういった課題があるが、この関係については今後何年かのうちにこういった方向性を出したいと思っているがいかがか。こういった形の管理者会議の開催をさせていただいております。つまり、大きな政策課題や事務課題についての協議は管理者会議の中でさせていただいておりますけれども、こういった歳入の計算式はこういった形で計算をさせていただき、こういった負担金の結果となりました。このような細かなことにつきましては管理者会議の議題にいたしておりません。つまり、この部分についてはすべて事務方と管理者であります私の責任でございます。ですから、お二人の副管理者におきましては、もう私からおわびを申し上げたくらいでございまして、お二人の副管理者に責任をとっていただくという考えは、私は最初から持っておりませんし、そのことについて副管理者お二人に責任を持っていただくということは、少し意味合いが違うかな、そういう判断をさせていただきました。

なおかつ組合を運営していく中で、すべて管理者会議にかけて、3人で合議の上決定をしているということは、これは議案として出すものについてはすべてそうさせていただきますけれども、日常の1つ1つの事務を管理者会議を開いて決定させていただくということでは、これは正直申し上げまして一部事務組合は回っていきません。やはりそういった部分につきましては管理者に御一任をいただき、お任せいただき、管理者と助役において責任を持って組合の運営をさせていただく。そうしなければ組合は回っていきません。私はそのことは今後もそういった形で管理者、助役において組合の運営をさせていただく。また、議案として御提示をさせていただくもの、関係市に大きな課題となるもの、そういったものについては、今後とも管理者会議の中にかけて方向性は出させていただきたいと思っておりますけれども、通常の日常の事務については、今後ともこれまでと同様の形で組合の運営をさせていただく。今回のこういったチェック体制等については、もう一度内部で方向性を出させて、管理者会議にかけて御理解もいただく中で方向性は出したいと思っておりますけれども、一般的な事務については、今後ともこれまでと同様の形で組合運営はさせていただきたいと考えておるところでございます。御理解のほどお願い申し上げたいと思っております。

2点目、3点目につきましては、助役から御答弁をさせていただきます。

○助役（森田浩） 2点目の、今回のこの不祥事を受けましての今後の内部的な対応でございますが、二度とこのようなことがあってはならないということは十分心得ております。そのためにどのようなことが今後内部的に求められているのかということを含めまして、内部的に二度と起こらないようにするにはどうしたらいいのかということをしていろいろ協議させていただいて、次回の議会の中でその協議の経過等を踏まえ、御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（沢田孝康） 管理者の言葉は、これはこれとして一定理解はしますが、その責任のとり方という部分からいうと、原議員もおっしゃっていましたが、私は100分の0というこのとり方が本当に、確かに示すという、管理者としての意思を明確にするということは私は大事だと思います。でも、100分の0というその数値が、私はそういう形でやるんだったら、もう少しこういったあってはならないことが起こった場合の管理者としての責任の明確さというか、それをやはり明文化するというのが、私は今後のことを考えると、管理者もずっとやられるわけではないですから、ですからそれは変な言い方ですけども、同じような例えば事象が、事例が起こったときに、その方にもでは100

分の0を、要は前例としてそうなっているわけですから、今回そうなるわけです。ですから、次に同じことが起こったときに、次の管理者が仮に100分の50という数値を出したときに、その責任の度合いは前回とどうなんですかという議論をせざるを得なくなってくるわけですよ。ですから、私はその部分は、それはもう管理者の姿勢というのは本当に素晴らしいというか、責任の事の重大さを感じてやられているということは、それはわかりますけども、やはりそれは今後のことも踏まえて、逆に言うと私はきちんとした明文化をしたほうがよりはっきりしているのかなと思うんですね。

これは私の意見ですので、答弁は必要ありませんけれども、私は思いはわかった上で、あえてこう申し上げたいなと思います。

○1番（小山慣一） 私は質疑ではなくて、意見というんでしょうか、申し上げたいと思います。

後のほうで議案で出てまいりますけども、3市の負担金が約20億9,600万円から7,590万円という、大変大きな額でございます。事の重大さは、私もこれは大変重要な、重大なミスだと思っています。

管理者が0%、1カ月とはいえですね。それから、助役が90%、これも1カ月。助役につきましては事務方のトップという意味だと思うんですが、こういう責任のとり方。それから、管理者は事の重大性。もちろん、今後の対策等も含めて質疑がされたわけですが、私はそういう思いから見ると、管理者の事の重大さの責任のとり方、そして事務方のトップの助役の100分の90、この辺のところは理解するところでございます。このようなことから私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森田正英） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例及び議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例の質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（森田正英） これより、議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例に対する討論お受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、賛成討論はございますか。

○6番（鈴木久幸） この質疑を聞いておまして、管理者の並々ならぬ責任の感じ方、また助役の責任の感じ方、こちらに熱く伝わったところでございますが、管理者の100分の0というのがいかなものかという議会側の考え方もありました。でも、管理者にお伺いしたところ、それでやっていただきたいという強い思いがありましたので、これは前提にしないということと、それからこういうミスがあったときに管理者の責任の所在の明確化というのが明らかになっていない。その辺のところ、今回私どもは管理者が提案している100分の0については納得しがたいのですが、賛成すると。その部分も含めて、今後こういう問題があったときに管理者の責任の所在、明確化というのを組合でも考えていっていただきたいということの意見を添えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員でございます。よって、議案第17号、柳泉園組合特別職の報酬の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。反対の方の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員でございます。よって、議案第18号、柳泉園組合助役の給料の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第5、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）」及び「日程第6、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算」は関連がございますので、一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について計算に誤りがあり、関係市の負担金額に変更が生じたため、柳泉園組合規約第14条の規定により、負担金の額について改めるものでございます。

続きまして、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額33億4,940万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ9,361万円を減額させていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）でございますが、ごみ処理に要する経常的経費を案分する際に用いる関係市のごみ搬入量につきまして、公車のみの搬入量を使用すべきところを、誤って私車の搬入量も含めた量で算定してしまったことによりまして、その割合が差異が生じてしまい、公車のみの搬入量で案分し直した場合、関係市の負担金の額は清瀬市が1,362万3,000円の増、東久留米市が35万5,000円の増、西東京市が1,396万円の減となるため、柳泉園組合の誤りにより、関係市に御迷惑をおかけするわけにはまいりませんので、今回、平成20年度決算審査が終了し、繰越金が確定したこと、私車ごみ搬入量の減少に伴うごみ処理手数料が減額となっていること等を踏まえまして、柳泉園組合の歳入歳出予算の見直しを行い、関係市の負担金の額を清瀬市が4万5,000円減の4億1,606万5,000円、東久留米市が2,444万円減の6億1,728万4,000円、西東京市が5,141万5,000円減の9億8,679万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）の資料でございます。

1ページをごらんください。

1、ごみ搬入量は平成19年度の市別、公車・私車別のごみ搬入量、その合計及び市別の搬入比率の表でございます。

2、修正箇所は、負担金の計算に使用する平成19年度のごみ搬入量の正誤表でございます。この表の正の欄に記載されておりますごみ搬入量及び搬入割合が、負担金を計算する際に使用すべきであった数値でございます。

2ページをごらんください。

3、関係市負担金（再計算）所要の調整前は、ごみ搬入量を改め、再計算した負担金の額でございます。

4、関係市負担金（再算定）所要の調整後は、ごみ搬入量を改め、歳入歳出予算の見直しを行った負担金の額でございます。この表に記載されております再算定の金額が、今回議案として提案させていただいている関係市の負担金でございます。

続きまして、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成20年度決算審査が終了しまして繰越金が確定したこと、私車

ごみ搬入量の減少に伴う手数料の減額、関係市負担金の計算間違いによる修正、修繕料、委託料等の契約差金の減額、職員の人事異動、普通退職による人件費の見直し等によりまして調整させていただく内容でございます。

2、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正でございます。歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願いするものでございます。

7ページをごらんください。7ページから9ページにかけまして、記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

10、11ページをごらんください。2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1負担金は7,590万円の減額でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料、節2プール使用料は8万円の増額、節3浴室使用料は257万4,000円の増額でございます。増の理由といたしましては、当初の見込みに対し、室内プール及び浴場施設の利用者が増加していることによるものでございます。

項2手数料、目1ごみ処理手数料、節1ごみ処理手数料は8,438万2,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、当初の見込みに対し、私車のごみ搬入量が減少していることによるものでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目2施設整備基金繰入金、節1施設整備基金繰入金は200万円の減額でございます。減の理由といたしましては、クリーンポート定期点検整備補修（その2）の契約額が予算額に比べまして減となり、その結果、基幹的整備に類する補修費用に充当する金額が減となったことによるものでございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は、1,890万2,000円の増額でございます。増の理由といたしましては、歳入の増及び歳出の不用額によるものでございます。

12、13ページをごらんください。款6諸収入、項2雑入、目1雑入、節1資源回収物売払は2,667万円の増額、節2回収鉄等売払は623万6,000円の増額、節3電力売払は333万円の増額、節7その他雑入は1,088万円の増額でございます。増の理由といたしましては、平成20年10月以降の世界的な金融危機と景気後退の影響による資

源物価格の大幅な下落に対しまして、資源物の流通が回復し、価格がやや高く安定してきていること、ごみ処理施設の安定した稼働による発電電力の増加によりまして、電力売り払い量がふえていること及びクリーンポートの落雷による災害の復旧補修費用に対する財団法人全国自治協会東京都災害共済支部からの保険料によるものでございます。

14、15ページをごらんください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節2給料は1,542万3,000円の減額、節3職員手当等は657万4,000円の減額、節4共済費は357万4,000円の減額、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費、節2給料は981万5,000円の増額、節3職員手当等は3万4,000円の減額、節4共済費は491万3,000円の増額、人件費関係の合計で1,087万7,000円の減額でございます。増減の理由といたしましては、共済組合負担金の増、職員1名の中途退職による減及び人事異動によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節19負担金補助及び交付金は、説明欄に記載の東久留米市環境整備負担金135万4,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、関係市の負担金の額を変更したことによるものでございます。

目3施設管理費、節11需用費は、説明欄に記載の修繕料112万6,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、修繕料の契約差金によるものでございます。

節13委託料は、説明欄に記載の電波障害対策業務委託52万5,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、当初の見込みに対しまして、対策の戸数が減少していることによるものでございます。

節14使用料及び賃借料は、説明欄に記載の賃借料101万3,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、電話機借り上げの契約差金によるものでございます。

目4厚生施設管理費、節11需用費は、説明欄に記載の光熱水費831万3,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、当初の見込みに対し、電気代及び下水道代が減少していることによるものでございます。

16、17ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ処理費、節11需用費は、説明欄に記載の消耗品費600万円の減額及び修繕料2,800万円の減額、合計で3,400万円の減額でございます。減の理由といたしましては、消耗品費の減は、ごみ搬入量減少に伴う薬品代の減少、修繕料の減は契約差金によるものでございます。

節12役務費は、説明欄の記載の手数料1,210万2,000円の減額でございます。減

の理由といたしましては、クリーンポートの運転に係る人材派遣の契約差金によるものでございます。

節13委託料は、説明欄に記載のダイオキシン類分析委託100万円の減額、焼却残渣輸送作業委託447万3,000円の減額及びプラットホーム管理業務委託753万9,000円の減額、合計で1,301万2,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、ダイオキシン類分析委託の契約差金、ごみ搬入量減少に伴う焼却残渣輸送量の減少及びプラットホーム管理業務を委託業務から再任用職員の業務に改めたことによるものでございます。

目3不燃ごみ等管理費、節11需用費は、説明欄に記載の消耗品費53万6,000円の減額及び修繕料556万8,000円の減額、合計で610万4,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、消耗品費の減は破碎機部品購入の契約差金、修繕料の減は契約差金によるものでございます。

節13委託料は、説明欄に記載の水銀含有廃棄物処理業務委託176万5,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、契約差金によるものでございます。

目5し尿処理費、節13委託料は、説明欄に記載の運転業務委託245万7,000円の減額でございます。減の理由といたしましては、契約差金によるものでございます。

18、19ページをごらんください。給与費明細でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 1点だけ確認をさせていただきたいんですが、補正予算ですので細かいことはいいんですけれども、きのうも実は当該市議会の補正の予算委員会をやったんです。そのときも同じように質問しているんですが、ここにも出ていますけれども、建物災害共済といういわゆる損害保険です。御案内のように2010年の4月から保険法改正で実施されます。今までは基本的には商法の一部というらえ方をしていましたけれども、基本的には消費者を保護するという考え方が極めてウエートが高くなってきたということと、それから共済会との保険を一元化していくという流れになっているはずですよ。

きのうも確認しましたけれども、災害共済とか、いわゆる損害保険関係ですけども、公の機関は恐らく共済の保険を使っているんだろうと思います。それが一般の保険と同じ扱い、すなわち一元化していくということで、2010年の4月1日から具体的に実施に入

ります。そうしますと損害保険のつけ方、あるいは手続等々を今後どうされていくのか。その辺を少しお尋ねしたいなということで、値段が高いとか安いとか、多分そういう話になってくるんだろうと思います。基本的には手続がきちんとされるか、あるいは適正なつけ方をしていくかどうか。そういったことの具体的な事務的なことが今後ふえてくるのではないのかなと、そう思いますけども、その辺について少し1点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○施設管理課長（中村清） 今、議員の御質問に対してお答え申し上げます。

建物災害共済保険なんですけども、公的なものでございますけど、ほとんどうちの場合は落雷のための保険の使用でございます。20年度も1,100万円ぐらいでしょうか、現に支払われております。ことしは幸いにしてそういう落雷の被害もございませんでした。

それと、議員の御質問の民間との競合と申しましょうか、の取り扱いだと思いますけども、うちは現在、しからばどのぐらい民間との差があるのかというのは、少し今把握はすみませんけどしておりません。そういうことで、2010年4月1日からということですので、この時期になりましたらもう少し詳しく調べて、どちらがより効果的なのか検討したいと思います。

○管理者（野崎重弥） 担当から御答弁申し上げましたけれども、議員おっしゃいますように、保険法の改正で従来これまで、例えば建物共済があったり災害補償等組合があったり、さまざまな形で補償制度があったわけでございますけれども、2010年で一元化をされていくという中で、本来認められていた再調達価格がどうなっていくのかということと、保険の範囲がどういった形で再構築されるのか。これは担当から御答弁申し上げましたけれども、まだ私どもでは十分精査が済んでおりません。今後、こういった保険法の改正に伴って、補償制度がどういう形で移行されるのかということも含めまして、遺漏のないよう対応は図っていきたいと考えておるところでございます。

○3番（上田芳裕） 管理者から今御答弁いただきましたので、それで十分でありますけれども、要するに今一般の保険会社と共済保険が並立しているんですね。並立していますけれども、なぜ並立しているかという、保険会社の根拠というのは先ほど言いましたように、商法の一部と保険業法でもって成り立っているんですけれども、共済の保険に関しましては、保険業法適用除外になっているんです。ですから、共済は共済として成り立っているんですけども、保険法の改正でもってこの適用除外が一元化されると私どもは聞いています。ですから、共済保険がどうやって今後保険法の中で形成していくのか、少し私自

身も詳しいことはわかりませんが、いずれにしても今までの単純な保険の契約という形では多分なくなってくるだろうと。

それから、保険の約款もかなり単純明快化していくことによって、例えば生命保険で支払いが滞っていたとか、特約条項があまりにも細か過ぎて、保険会社自体もチェックできなかったとかということのを是正していこうと。結果として消費者を保護していこうということでもって保険法の改正になってきているんですが、公の機関の消費者というのは一体何かというと、これは納税者になります。ですから、納税者を保護するという意味で、保険が適切かどうかということが、今度は住民監査請求として出てくる可能性が今後十分考えられるということも含めて十分注意、少しおかしいですけども、その辺はよくフォローしていただければありがたいなと。そういう思いで質問させていただきました。ありがとうございました。

○8番（原まさ子） 補正のところなんですけれども、例えば11ページのプール使用料が8万円、利用がふえていると今おっしゃったと思うんですけども、一番最初の行政報告の中ではマイナス11.5%です。それで、なぜこうなっているのかという問いに対して、13年経過して古くなってきている。飽きがきているのではないかという御説明がありました。このことに私は反すると思うのですけれども、それはいかがかということ。

それから、17ページですけれども、焼却残渣の輸送委託料というのが、焼却残渣はふえているんです、この3カ月は。たくさん運んでいるわけです。8、9、10月という。それなのに、447万3,000円をマイナスにできるのかなと。とても単純なことなんですけれども、そこを聞かせてほしいということです。

それから、この負担金に誤りがあったということについていうと、いかに今後こういうことがなく事務をやっていくかということが一番議論のことでして、これは今後きちんと体制を整えたときには、2月の柳泉園の議会には説明をされるということが先ほどの議論の中であったかと思えますけれども、ぜひそれはしっかりとさせていただきたいと思っています。

それと、例えば清瀬市にとって、今から1,400万円近くをちょうだいと言うのは厳しいと想像がつかずし、言いにくいだろうなと思うんですけども、逆に言うと、不用額が西東京市あたりだと5,000万円もこの時期に戻ってきても困るのではないのという、基金に積みばいいんだと思えますけれども、そういうことを少し思っていて、それでこういうやりくりをしてできるのであれば、予算の信頼性みたいなところの根底が揺るぐ気が

するんです。それをどのように考えるのか御説明いただきたいと思っています。

分担金を下げても、何とか帳じりが合うという補正になっているわけです。なので、当初予算に対する信頼性というのが、どう私たちは考えればいいのかとも思わざるを得ないと思っていまして、その辺についてもぜひ御意見をいただきたいと思います。

○施設管理課長（中村清） ただいまの原議員の御質問に対してお答え申し上げます。

確かに私は先ほど、社会的状況も少し下り坂なものですから、下がってきているという発言を申し上げましたけども、ここに来まして、この予算をつくる時は少しわからなかったんですが、東村山市の温水プールがございますけど、そこが今閉館になっております。それで、閉館の期間というのは23年の3月いっぱいまでと聞いてはおりますけども、そのために東村山市近隣の市民の方々が、当施設を利用してくださるのが非常に多くなっております。それで、あくまでもこれは見込みとしての計上でございますけども、8万円ほど微増ではございますが、計上させていただいたというわけでございます。よろしいでしょうか。

管理者（野崎重弥） まず、私どもの今回の平成21年度の負担金の誤り、これはもうおわびを申し上げるしかないわけでございますけれども、やはり私が考えましたのは、基本的にこの精査をする場合には恐らく2つの方法があるだろうと。それは、1つは今回行ったような方途、もう1つは来年度の負担金の中で精査をする。この2つが考えられるのではないかと思います。

ただ、私が判断をいたしましたのは、平成21年度の負担金の誤りでございますから、これは平成21年度の中できちんと清算をさせていただく。これが構成市に対する私どもの責任ではないかという判断の中で、こういった方向を定めさせていただいたところでございます。

ここでお金を返されてもということでございますけれども、それはそれぞれの構成をいただく団体の中でそれをどういう会計処理をしていただくか。このことにつきまして、柳泉園管理者であります私からどうこうという立場にございませんので、それは御容赦いただきたいと思います。

また、予算の信頼性ということでございますけれども、この歳出の補正の中身を見ていただければわかりますように、本来でありますれば、決算の中で精査をするものを、前倒しでこういった対応をさせていただいた。原議員は御経験が長いですから、もうすべてわかるとは思いますけれども、こういった形で処理させていただければ、平成21年度の決算

をしたときに繰越金が出ないという形になるわけでございます。あくまでもこれは決算の前倒しの形で財源を集め、今回の処理をさせていただくという方法をとっておるわけでございます。そういった意味では、平成21年度の決算をしたときに繰越金が出ないわけでございますから、22年の予算編成が大変厳しい状況になると。なおかつ構成市の皆様方の負担金との関係で、今後予算編成の中では苦慮する部分もあるだろうとは思いますが、こういった方法をとらせていただいて、平成21年度の負担金の誤りを正させていただければと考えておるところでございます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

○技術課長（大場俊美） 先ほどの焼却残渣の件なんですが、ふえている部分につきましては、8月、9月、10月の3カ月ということで、前年度に対してふえているということなんですが、実際4月から9月までの前年度対比でいきますと、761トン減少しております。それで、これを年間を通しまして見ますと、焼却量も減少していますし、焼却残渣に関しても減るということで、予算の中で減で計画しております。

○8番（原まさ子） わかりました部分もでございます。それで、当然こういう形で、分担金を下げるから予算の部分についても削減が必要で、決算を前倒しの形でやったということは理解しているところです。となりますと、次年度の分担金というのが今回減額された部分が、またちょうだいねという形で上乘せで来るように予想ができますけれども、そういう予測をされていていいのかということ。

それから、プールにこだわるようで大変恐縮ですけれども、説明としては、説明になっていないとすごく感じますよね。東村山市のプールはこの3カ月になってそれが閉鎖になったんですか。よくわかりませんが、そうであれば、一番最初の説明自体が少しおかしいです。古くなってきているし13年もたっているのに、あまり皆さん興味がなくなっていらっしゃらないのかもしれませんがという言い方そのものが間違っているのではないかと、その分析自体に信頼性が置けないなど。そこに、8万円にこだわっているわけではないのですけれども、説明というのはすごく重要ですので、そのあたりを施設管理をしている方は本当にどのようにとらえているのか、しっかりともう一度答弁してください。

○施設管理課長（中村清） 申しわけございません。原議員の御質問に対して再答弁したいと思っております。

この予算をつくる時は、確かに18年度を境にして毎年毎年下がってきております。しからば当年におきましても当然下がるだろうということを見込んでの計上でございませ

たけども、東村山市が閉鎖になるという情報をつかんだのはその後なんですね。当方としても、ではどこまで実際利用されるのかというのは全く皆目予想もつきませんことでした。あけてみたら、結構団体貸し切りが多うございまして、金額的にはかなりあるのではないかと見られます。そのことにおきましての8万円の計上でございます。それでも少しの額ですが。

○助役（森田浩） 来年、22年度予算の関連でございますが、今回このような減額補正の措置をさせていただいた結果、22年度予算に与える影響でございますが、当然今回このような形で補正額の減として9,600万円ほど、今後剰余金になるであろう金額を減額しましたから、21年度繰り越しとして22年度予算の財源として使えたわけです。これが使えないということで、財源的には非常に厳しい予算編成になります。そういう中で職員の退職もございます。その対応として原則退職者不補充ということで対応をさせていただき、その他の歳出につきましても、なるべく精査する中で歳出を削減し、各市からいただく負担金につきましても、なるべく現状と、21年度と同額というのはなかなか、今それを目指してやっているんですけども、いろんな要因がありまして、21年度との同額の負担金は少し難しいかな。多少21年度よりオーバーするかなというところで、今22年度予算の編成を行っているという状況でございます。

○8番（原まさ子） 厚生施設について、21年度の当初予算を組んだときの話をしているわけではなくて、この3カ月も利用はふえていませんとおっしゃいました。そういう説明をいただいた中で、利用がふえているから8万円ふやしますという補正予算もないなど、だれが考えても私は思うと思ったんですね。だから、もっと明らかにその説明をしてほしいと思ったわけです。

一番最初におっしゃったのが、はっきりした理由はわからないけど、13年もたっているし、古くなってきているし、飽きがきているとまでおっしゃったわけです。そうであれば、それなりの対策を施設管理をする者としては当然すべきで、何を課題としているぐらいではおっしゃればよいと私は思うわけです。ごめんなさい。これは意見にしますけれども、説明はすごく重要なので、わかりやすくぜひしていただきたいというお願いをして終わります。

○5番（保谷清子） 先ほどの原議員の質疑の中で、22年度予算に与える影響ということで質問がありました。その答弁の中で、定年退職をする人がいるので不補充でという、そういうことも考えていらっしゃるということを伺いましたけれど、職員の人の配置状況

というか、それが大変心配にもなるところです。人を減らせばいい、職員の給料が減ればいいというものではないと思いますし、こういう計算間違いなどを行ったのも、十分職員の配置ができていいのかとか、それから職員の異動について、引き継ぎがうまくできていたのかどうかということなどがありますので、大変その不補充をというお話は気になりますけれど、それはどのように考えられますでしょうか。

○助役（森田浩） 少し言葉が足らなくて大変申しわけございません。当然退職者不補充ということでございますが、その不補充によって事務が停滞するとか、事務に影響を与えることはなるべく避けるというのは当然考えているところでございます。では実態としてどのような形で不補充ができるのかと言いますと、現在クリーンポートの運転係がございまして、運転係と管理事務担当とのいろいろ異動等も総体的に考えております。また、運転係の補充につきましては、正規の職員を採用するより派遣のほうがかなり経費で節減できます。さらにその業務に与える影響は一般の事務より少なく、専門的な技術は必要であります。支障がございません。そのような形で運転係に退職者不補充の職員を採用するのではなく、派遣職員で対応していくということで考えているところでございます。

○5番（保谷清子） クリーンポートの運転の係の方が定年退職をする予定で、派遣社員により補充していくという方向を打ち出しておられるようですけれど、今回この施設を見学させていただいた状況の中では、大変それぞれの部署は危険な作業も行っているということもよくわかりましたので、ぜひ派遣社員よりというのは御検討いただければと思います。意見として述べさせていただきます。

○助役（森田浩） 派遣社員を採用する場合、当然技術的に、技術をお持ちになられた方でないとその職についていけませんから、それは当然そのような形で事務、業務に支障のない方を派遣職員として採用していくということでございます。

○管理者（野崎重弥） これまでほとんどの部分で、例えばリサイクルセンターですとかあいったところは、民間の事業者の皆さんにお願いしているところもございますけれども、今後柳泉園の運営を考えていったときに、どの分野をプロパーといいましょうか、公務員の人間が担っていくのか。どういった分野を民の力を入れながら、より効率的で安全で安定的な施設運営を考えていくのかということも、私は考えていく必要があると思っております。

これは構成3市の負担金をいかに減らしながら、より安定的で安全な施設管理運営を行っていくかということと密接に関係がしてまいります。そういった意味では、今後の事

務のありようという中で、例えばここで欠員不補充で、その分野において民の力をおかりしていくという形を導入しながら、正規職員の数を減らしていく。一定のところまで来た段階で、どの分野を民の皆さんに担っていただくのか。これを計画的に考えていきませんか、いつまでたっても正規職員が退職した場合にまた入れて採用して、そのかかる人件費は構成市にお願いをしますという形だけではなくて、こういった形で運営をしていけば、より効率的で安全で安定的な施設運営ができるか。その部分でどう民の皆さん方の力をこの施設の中に入れながら、より効率的な施設運営をしていくか。このことを総合的に考えながら施設運営を行っていくべきと思っておりますので、今後、内部的にもこういった分野をそういった方途を導入していくかということの1つとして今考えておりますので、決して今回の、先ほど助役が申し述べました形が考えもなく行っているということではなく、将来に向けての布石の1つとして御理解をいただければと考えておるところでございます。

○5番（保谷清子） 十分な御検討をお願いいたします。

○4番（板垣洋子） 今回のことにつきましては、市民への説明はどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○管理者（野崎重弥） 構成3市の議会の中で、それぞれの出先機関の報告がどのような形でなされているのかということにつきましては、私どもは十分に承知はいたしておりませんが、今回の負担金の誤りの一連のてんまつにつきましては、それぞれの所管する部といいたししょうか、担当課長といいたししょうか、そちらのほうに文書をもって御通知をさせていただき、議会に御説明いただければと言ってしまうのかわかりませんが、そういったものは各市にお知らせをさせていただきたいと考えておるところでございます。

○4番（板垣洋子） では、全体の柳泉園ニュースなどで負担金というのは明らかにされていますけれども、これは決算の報告と一緒に報告されると認識しておいてよろしいでしょうか。

○助役（森田浩） この負担金に限らず、財政状況は各市とも同様でございますが、年に一度財政公表をしますから、その段階で当然このような形でもお知らせするという事になろうかと思えます。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） ありませんね。それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）及び議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたしますが、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは次に、原案に賛成の方の討論をお受けします。賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員でございます。よって、議案第14号、平成21年度柳泉園組合経費の負担金について（再算定）は原案のとおり可決されました。

これより、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたしますが、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたしますが、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員でございます。よって、議案第15号、平成21年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

○議長（森田正英） 「日程第7、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（野崎重弥） 議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成21年10月20日から29日までの間において、現王園代表監査委員及び議会選出の上田監査委員により、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をいただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（涌井敬太） 補足説明を申し上げます。

議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

平成20年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入予算現額35億1,864万3,000円、歳入決算額35億2,906万7,499円、歳出予算現額35億1,864万3,000円、歳出決算額31億9,116万5,456円、歳入歳出差引残額3億3,790万2,043円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

6、7ページをごらんください。歳入について御説明いたします。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金は収入率100%、前年度に比べまして2,633万2,000円、1.3%の減でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料は収入率106.3%、前年度に比べて199万9,700円、2.7%の減でございます。減の主な理由といたしましては、室内プール、浴場施設、トレーニング室の利用者の減によるものでございます。

項2 手数料は収入率97.8%、前年度に比べまして3,474万8,280円、5.8%の減でございます。減の主な理由といたしましては、私車のごみ搬入量の減によるものでございます。

款3 財産収入は収入率100%、前年度に比べまして8万1,494円、2.2%の増でございます。

8、9ページをごらんください。

増の主な理由といたしましては、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金の一部を国債の購入に充て、運用したことによるものでございます。

款4 繰入金は、職員退職給与基金及び施設整備基金からの繰入金で、職員退職給与基金については職員5名の退職手当に、施設整備基金については、基幹的整備に類する補修費用であるクリーンポートのバグフィルター交換補修に充当しております。

款5 繰越金は収入率100%、前年度に比べまして6,413万532円、11.8%の減でございます。減の主な理由といたしましては、平成19年度の施設使用料、電力売り払い等の収入の減少及び光熱水費、薬品代、修繕料、委託料等の支出の不用額が減少したことによるものでございます。

款6 諸収入、項1 組合預金利子は前年度に比べて19万5,494円、17.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、歳計現金を大口定期預金として運用しておりますが、定期預金利率が平成19年度の0.29%から平成20年度の後半におきまして0.19%、さらには0.09%と下がったことによるものでございます。

項2 雑入は収入率107.0%、前年度に比べまして7,408万1,493円、21.2%の減でございます。減の主な理由といたしましては、資源物売り払い単価の大幅な下落による資源回収物売り払い減、回収鉄等売り払いの減及び可燃ごみ搬入量の減等による焼却量の減少に伴う発電量の減に係る電力売り払いの減によるものでございます。なお、資源回収物のアルミ缶プレス売り払い代金1月分、6万8,387キログラム、金額にしまして594万9,669円及び2月分、4万1,577キログラム、金額にしまして361万

7,199円、合計956万6,868円につきましては収入未済となっております。

10、11ページをごらんください。

節7その他雑入のペットボトル有償入札拠出金760万735円は、指定法人ルートで処理しているペットボトル256.14トンに対する財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金で、建物災害共済金158万1,720円は、クリーンポートの落雷による災害の復旧補修費用に対する財団法人全国自治協会東京都災害共済支部からの保険料でございます。

項3受託事業収入はごみ処理広域相互支援によりまして、小金井市の可燃ごみ429.39トン进行处理した受託料でございます。

歳入合計は予算現額に対しまして収入率100.3%、前年度に比べて1億2,336万4,455円、3.4%の減でございます。

12、13ページをごらんください。歳出について御説明いたします。

款1議会費、項1議会費は執行率82.3%、前年度に比べて7万7,645円、1.8%の減でございます。減の主な理由といたしましては、議事録作成委託料の減によるものでございます。

款2総務費、項1総務管理費は執行率98.1%、前年度に比べまして939万5,615円、1.4%の減でございます。減の主な理由といたしましては、退職者不補充による人件費の減、平成19年度に実施した柳泉園組合敷地内にある東久留米市所有の旧赤道の購入費用の減及び退職手当の増によるものでございます。

なお、主な不用額につきましては、人件費を除きますと、16、17ページに記載しております目3施設管理費、節11需用費の光熱水費、節13委託料の契約差金、目4厚生施設管理、節11需用費の光熱水費、節13委託料の契約差金等によるものでございます。

平成20年度の厚生施設の運営状況につきましては、プール施設は296日間で7万4,227人、1日平均251人となり、前年度に比べて4,886人、6.2%の減、浴場施設は298日間で10万1,973人、1日平均342人となり、前年度に比べて374人、0.4%の減でございます。

18、19ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費は執行率91.8%、前年度に比べて2,697万9,299円、1.9%の増でございます。増の主な理由といたしましては、クリーンポートバグフィルター交換補修費、クリーンポート定期点検整備費等修繕料の増、クリーンポー

トデータ管理システム更新による借り上げ料の増、退職者不補充による人件費の減、焼却残渣輸送作業委託等委託料の減、不燃物再利用委託等委託料の減及びリサイクルセンター定期点検整備費等修繕料の減によるものでございます。

なお、主な不用額につきましては、人件費を除きますと、18、19ページに記載しております目2ごみ管理費、節11需用費の薬品代、20、21ページに記載しております節12役務費の契約差金、節13委託料の契約差金、目3不燃ごみ等管理費、節11需用費の修繕料の契約差金、22、23ページに記載しております節13委託料の契約差金、目4資源管理費、節11需用費の光熱水費及び修繕料の契約差金、節13委託料の契約差金、24、25ページに記載しております目5し尿管理費、節11需用費の光熱水費及び修繕料の契約差金等によるものでございます。

平成20年度のごみ処理状況につきまして、可燃ごみの搬入量は、小金井市の可燃ごみを除きまして6万9,570トン、前年度に比べまして6.4%の減、不燃ごみ及び粗大ごみの搬入量は7,326トン、前年度に比べまして24.0%の減でございます。

なお、二枚橋衛生組合の閉鎖に伴う小金井市の可燃ごみにつきまして、ごみ処理広域相互支援により429.39トンを受託処理しております。

また、清瀬市及び東久留米市においては平成18年10月から、西東京市においては平成19年10月から、容器包装リサイクル法対象の容器包装プラスチックについて、資源物として分別収集を実施しております。関係市すべてが容器包装プラスチックの分別収集を実施しているため、不燃ごみの搬入量が大幅に減少し、さらに西東京市においては平成19年9月から戸別収集を開始、平成20年1月からごみ収集の有料化を開始したことによりまして、可燃ごみの搬入量が減少しております。

平成20年度のごみ搬入量の増減につきましては、平成22年度予算の負担金に反映させていただきます。なお、従前と同様に、減価償却費等を考慮しない計算方法によるごみ処理費単価は、1トン当たり直接経費が1万5,960円、総経費が3万3,005円となります。

平成20年度のし尿の処理状況につきまして、総搬入量は1,973キロリットル、前年度に比べまして8.1%の減でございます。なお、従前と同様に、減価償却費等を考慮しない計算方法によるし尿処理単価は、1キロリットル当たり直接経費が3万3,840円、総経費が6万8,870円となります。

款4公債費、項1公債費は執行率100%、前年度に比べまして99万517円、0.1

%の減でございます。なお、平成20年度末現在の未償還元金は62億1,798万8,007円でございます。

款5 予備費は予算現額と同額が不用額となりまして、平成21年度に繰り越しております。なお、予備費の不用額は、算出予算現額に対する不用額の合計3億2,747万7,544円の56.6%でありまして、平成21年度予算で関係市の負担金から差し引きする平成19年度分の私車処分費1億5,519万3,000円が含まれております。

歳出合計は、予算現額に対して執行率90.7%、前年度に比べまして1,651万5,522円、0.5%の増でございます。

26ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

27ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

28ページから31ページにかけまして、公有財産の土地及び建物でございます。年度内の増減はございません。内容は記載のとおりでございます。

32ページから41ページにかけまして、公有財産の工作物でございます。年度内の増減はございません。内容につきましては記載のとおりでございます。

42ページをごらんください。公有財産の物品でございます。年度内の増減はございません。内容は記載のとおりでございます。

43ページをごらんください。基金でございます。決算年度中の増額は、新たに積み立てた元金及び運用利子分でございます。また、職員退職給与基金の減額は、平成20年度に退職した職員の退職手当に充当したもので、施設整備基金の減額はクリーンポートのバグフィルター交換補修に充当したものでございます。

なお、基金について国債を購入することで運用し、その運用益は375万7,394円でございます。

45ページをごらんください。歳入歳出決算参考資料でございます。

46、47ページをごらんください。一般会計歳入歳出予算額一覧表でございます。内容は記載のとおりでございます。

48、49ページをごらんください。一般会計歳入歳出決算額一覧表でございます。内容は記載のとおりでございます。

50、51ページをごらんください。一般会計給与費明細表でございます。内容は記載のとおりでございます。

52、53ページをごらんください。一般会計歳出決算不用額一覧表でございます。内容は記載のとおりでございます。

54ページをごらんください。償還表でございます。平成20年度までの各施設の整備事業を一覧表としてまとめたもので、それぞれの事業につきましては表に記載のとおりでございます。

平成20年度における主要な施策の成果につきましては、平成20年度事務報告書として別にまとめてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日、現王園代表監査委員が出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○監査委員（現王園成夫） 監査委員の現王園でございます。御報告申し上げます。

平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の上田監査委員と私は、例月出納検査を都合5回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ証書、帳簿とも完全に整備されており、平成20年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成21年12月1日、柳泉園組合監査委員、現王園成夫、同じく上田芳裕でございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（森田正英） ありがとうございます。なお、現王園代表監査委員に対する質疑は省略させていただきます。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

○1番（小山慣一） 20年度の決算の質疑ということでさせていただきたいと思います。

ただいま現王園先生と、それから議会選出の上田監査委員、お二人できめ細かく監査をいただきまして、誤りはなかったということで御苦労さまでございました。そして、20年度を少し振り返ってみますと、落雷の事故があったわけですが、そんなに大きな事

故には至らなかったということで、本当に御苦労さまでございました。

そこで、少し2点質問したいと思います。1点目は歳入の中の収入未済額でございます。第3回の定例会でしょうか。ことし第3回定例会で、訴えの提起ということで議案がありまして、それが可決されて、その収入未済額が950数万円があって、20年度はなかなかこれが入らないということで、先ほど申し上げました訴えの提起をしたわけでございます。

相手方の名前を出して申しわけございませんが、有限会社エル企画ということで、アルミ缶プレス支払い代金ということだと思いますが、裁判中でしょうかね。司法の判断ですから、私ども議会がこれはとやかく言うところではございませんが、訴えの提起をしました。差し支えない程度でよろしいですから、その後の経過についてを伺います。これが1点目。

2点目が、直接決算とは関係ないわけではありますが、議長のほうから御指摘があるようでしたらそのようにいたしますけれども、私は財産というところかねてから質問していると思いますが、清瀬市内にある清柳園の件です。土地が約3,700平米、建物が約630平米ぐらいでしょうか。この財産管理についてかねてから質問してきたわけであります。

過去に質問いたしましたら、適正に管理しているということでございます。そしてまた、そのときに私はやはりこのままでよろしいのかどうかと。もう昭和30年代後半ぐらいでしょうかね、昭和40年ぐらいでしょうか。約40数年、そのままの状態がこのままでいいのかということで、ぜひ検討なり研究なりをしていくべきだと、私はたしか御提案申し上げたと思うんですけども、その後どんなふうに見ているのかどうか伺いたいと思います。

そして、御答弁いただいて、せっかく立っているわけですから、私は先ほど申し上げましたように、そのままこの施設を保存というのかな、していいものかどうかね。私はもう既に何度も現地を拝見しているんですが、やはり忍びないものがあります。ぜひ土地利用というんでしょうか。場合によっては清瀬市内にあることですから、きちんとした土地利用なりをしていくべきではないかなと思います。

先ほどの決算資料の中にもありますように、施設整備基金というのが約4億9,300万円でしょうか。20年度の決算の分で、21年度が執行されていますから、当然その額から減っていると思うんですけども、こういう柳泉園の施設ということからいけば、このようなものも利用して、基金を利用するなり、そして具体的に今後の調査なり対策というん

でしょうかね。例えば専門家を交えた調査委員会とか、どういう組織になるかわかりませんが、こういうものをきちんとやはり組み立てていって、将来的な姿というんですか。こういうものを模索なり、より具体的に研究していくべきだと思います。このようなことから御質問させていただきたいと思います。

以上2点です。

○資源推進課長（永井清） 有限会社エル企画に対しての経過についてでございますが、うちの顧問弁護士であります中村法律事務所と調整を図りながら、経過としては進めております。

5月29日付で内容証明郵便による催告書の郵送、それから9月24日、東京地裁立川支部に対しての訴状の提出を行い、11月16日、資源回収物売り払い代金請求事件第1回期日ということで、401号法廷で行っております。判決の言い渡しが11月26日、これは郵送でございますが、ございました。この言い渡しを被告側が受けて、受け取った翌日から2週間以内に異議申し立てができる期間となっております、現状は現在に至っております。

これから先につきましては、弁護士とも相談しまして押し進めていきたいと考えております。

○助役（森田浩） 清柳園の管理を含めました今後の方向性ということでございますが、結論から申しますと、前回の議会等でも御質問をいただいております、その後につきましては、特にこれといった検討等はまだ、本当に申しわけございませんが、検討に入っておりません。

ただ今、常に日ごろ気をつけておりますのは、あそこの安全に施設管理ができていのかどうかということの確認を必ずしているように、それは定期的に現場を見て、きちんと確認はさせていただいて、安全性の確保を図っているということはございます。ただ、あそこの清柳園を今後どうするのかということになりますと、前回も答弁させていただきましたが、非常に場合によってはいろいろな方面の調査をしなければならない。その結果、いろいろなまた対応も図らなければいけないということで、あらゆる角度からある程度調査なり検討した結果で、それを含めて検討しなければいけないという状況になろうかと思っております。

そうになりましたときに調査だけ、また検討だけ一応しまして、財源を含んだその後の方向性が出ないまま調査、また検討をしてしまっても何の意味もございませんので、その辺

ももし調査等を行うのであれば、その後どうするのかというのは当然最終的な姿まで1つ描いて、それが財源が可能な状況まで含んだ中での検討というのが必要ではないかと思えますので、その辺につきましてはなるべく早い時期に管理者会議等をいろいろ検討、また関係各市等の協議会等もありますので、その辺の財源的な面も含めて、そういう検討をする場をありましたら持ちたいと思っております。

○1番(小山慣一) それぞれ御答弁いただきましてありがとうございました。

1点目の裁判の関係はよくわかりました。少し私も聞き取れなかったんですが、11月26日で郵送して、それから2週間以内に異議申し立てがあればということなんですが、異議申し立てはあったんでしょうか、相手様からですね。これを伺います。

2点目について、非常に難しい問題です。先ほども昼食休憩のとき、いろんな高度な少しお話をさせていただいて、清瀬市選出の議員ともお話しさせていただいたんですが、当時清瀬市は清瀬市で独自で中間処理を行っていて、この柳泉園という組合ができたときに加入というんですか。そのときの条件とか、こういうこともあったのかなんていうふうに、そして清瀬市内の中でも、例えば清瀬市議会の中でしょうか。清瀬市内にあることですから、今後のこういう土地利用というんですか。これらについても御質問なりが過去にあったやにも聞いていますけども、私は管理者会議なりで3市との事務連絡会議とかいろんな協議の中でしていくのが当然だと思います。

そこで、御答弁にありましたけども、私が以前質問した後、特に進んでいないということでございますけども、いずれはこれは解決しなければいけないと思います。森田助役からの御答弁にありましたように、場合によってはかなり莫大な調査費用がかかるかもしれません。

こんな中で私は先ほど御提案いたしまして、施設整備基金というんですか。こういうものも私は柳泉園の財産ですから、当然清柳園の土地・建物も広義というんですかね、大きく言えば施設と理解しているんですが、こういう施設整備基金あたりを利用してでもまず調査なりをして、それから具体的に、それは数年、場合によっては5年、10年かかるかもしれませんが、必ずやこれをしっかりと土地利用にきちんとした形をとらなければいけないと提案しているわけなんです、その辺の御見解を伺います。

○資源推進課長(永井清) 1点目の異議申し立てがあったかということなんですが、きょう現在までにその確認はいただいております。まだ出ていない状況でございます。ただ、2週間という期間がございますので、12月10日前後までは一応期間ということ

になっております。

○助役（森田浩） 清柳園の関係です。調査の内容にもよりますが、一般的に建物の解体、また土壌調査等を行う調査の費用につきましては、それほど莫大な基金云々という調査費用はかからないのではないかと。私はまだはっきりわかりませんが、そう思っております。

ただ調査の結果、その後の土地利用を行うについても、どのような対応を図らなければいけないのかといろいろな対応が出てきた場合に、その辺を含めて土地利用ができる対応をする。そこまで想定した中で財源を確保し、調査に入るところまで考えた中で調査に入らないと、調査したからそれで終わりですよというわけにはなかなかいかないのではないかと。調査する限りにおいては、何らかの調査結果に基づいてその対応を図らなければいけないと。その対応を図るには、きちんとそれなりの財源確保も必要だということを考えています。

それと、基金を活用したらというお話もございしますが、現状の柳泉園の運営を見た場合に、現状では今のところ、この解体も非常に重要な大きな問題ですが、日々の柳泉園をいかに安全に継続して運転していくかと。そのための各機器とかの整備ですね。それに回す、基金として使わなければいけないのではないかと、その基金は使う必要が生じてくるのではないかと考えておまして、非常にそのところは悩ましいところでございます。

ただ、決してそこの清柳園の現在の状況が好ましい状況であるとは思っておりませんが、なかなか財源的にも難しいのではないかと感じているのが現在の私の状況でございます。

○1番（小山慣一） これで終わりにしますけども、1点目の裁判については、事の成り行きからいけば未払いというか、売り払い代金ですから、まさか負けることはないと思うんですが、その後の行方を見守っていきたいと思います。

それから、2点目の財産管理の件ですけども、森田助役の今御答弁を聞いておきますと、わからないわけではありません。このクリーンポートもできてからかなりの年月、それから特殊プラントという性格上から、いろんな今後維持管理というんですか。修繕等も発生するから約5億円ぐらいでしょうかね。こういうものを積み立てるというのも、もちろん大事なことです。

しかしながら、この清柳園が仮に解体、かなり土壌が汚染されているとか、こういうことも心配されるわけですが、やはり私はその以前に調査をしっかりと行って、前段申し上げました解体費用とか、仮に大きな土壌汚染とかがあった場合は莫大な費用がかかるかもしれません。しかしながら、私は調査をしっかりと、適切に土地利用というんでしょうか。

柳泉園の施設には変わらないわけですからしっかりして、それでやがて具体的に解体なりしっかりとしたきちんとした土地に戻すというんですか。そういうことを近い将来行っていくべきだと思います。

施設整備基金も、こういうものを予測というんですか。毎年毎年柳泉園で努力して、そして少しずつでもこのために積み立てていくというのかな。こういう努力は私はしていくべきだと思います。決してこのままほうっておくという気持ちはないと思いますけども、未来永劫このままというわけにはいきません。少なくともきちんとした目標を立てて、5年、10年とか、こういう形で私はしていくべきだと思います。当然専門家を交えた例えば調査とか、こういうものをしっかり見据えて予算化なりしていくべきだと思います。

森田助役の御答弁と私は違いますけども、この辺のニュアンスの違いがありますが、もし私の考えに対してさらに御答弁があるようでしたらお伺いします。御答弁がないようでしたら、先ほどの御答弁でその先に行かないということでしたらやむを得ないんですが、伺いたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 清柳園の関係でございます。基本的には先ほど助役から御答弁申し上げたとおりでございます。

正直申し上げまして、まだ管理者会議の中でも、この清柳園の今後について具体的に議論ということは、大変申しわけございません。まだしたことがございません。今後、大きな課題の1つであることは間違いございませんし、私もあのままでいいとは思っておりません。ただ、そこに行き着くまでの議論の整理ということもあるでしょうし、それに伴います付随事項というものも、財政面も含めてさまざまなことが生じるだろうと思います。そういったことを、まず管理者会議の中で十二分な議論が必要だろう。その後、事務連絡協議会の意見や議論をいただく場面になるかもしれません。そういったことも踏まえて、今後管理者会議の中で議論はさせていただきたいと考えておるところでございます。

○4番（板垣洋子） 7ページの歳入のところですけども、厚生施設について先ほどの御説明で利用がだんだん減っているということでした。プールについては東村山市で閉鎖したプールがあるので、これから利用が伸びるということでしたけれども、これは一時的なものでして、やはりこの厚生施設について、何らかの対策なり利用者の声などを聞く必要があるのではないかと思うんです。事務事業報告書を見ても、そのような事業がされているように見受けなかったもので、そのあたりをどう考えていらっしゃるのかが1点。

それから、ごみ処理費の不用額については、年々減っていることについてもやはり大き

いものですので、そのあたりは今後どうしていくのが2点。

それから、施設整備基金ですけど、43ページのところには基金の平成20年度末現在高が4億9,383万4,088円となっています。8月の議会のときに、クリーンポートの1号炉の整備補修でこの施設整備基金を取り崩したと思うんですけど、そのときに私は残金を確認しているんです。ここの平成20年度末の現在高からそのとき取り崩した7,400万円を引いても、そのときの御説明の数と合わないんですけども、少しそのあたりを教えてください。

3点お願いします。

○施設管理課長（中村清） ただいまの議員の質問に対してお答え申し上げます。

入場者数が減になっているので、その対策は考えているのかということだと思んですけど、現在では従前から行っている対策のほか、例えば路線バスの車内放送におきまして、西団地経由のバスですね。それから、滝山団地の入り口経由のバス、それがそれぞれ7路線と5路線がございます。それに対する車内放送をかけております。そのほか、柳泉園グランドパークの立て看板をバスの停留所のところに目印になるものとして設置してございます。

そのほかはでは何をやっているかと。新たな対策は施してはおりませんが、施設従事者におきまして、和みのある施設にしたいということ掲げておりまして、なるべく笑顔で対応してください。何回も足が運べるようにしてほしいなということで、サービスをほどよく適切に、住民に対しては快く喜んでいただける施設ということ掲げております。

○技術課長（大場俊美） ごみ処理費につきましては、ごみ手数料私車の減及び発電等についても、ごみの減少により減ってきております。その中で、私どもも一応発電につきましては自動燃焼装置の調整・改良、それと運転の中でごみ数等の変化に対して調整を行いながら、一応発電等についてはなるべくふやす努力も行っております。

○総務課長（涌井敬太） 基金の件でございますが、今ほど御質問のあった件は、前回の定例会での私の補足説明の中の金額が合わないということだと理解してよろしいですね。前回はそう言われまして、そのとき確認をしましたら、私が口頭で言ったことが勘違いをしておりました。基金残高に対して、本来は充当しましたので、それも引かなければいけなかったんですけども、その引いた残りの額をお話ししなければいけなかったところを、引く前の額をお話ししたものですから、金額が合わなかったということで御理解いただきたいと思うんですけども。前回の分ですね。

○4番(板垣洋子) 厚生施設については、御努力はわかりましたので、実態を把握して、今はもう市民のニーズを直接聞いて、その声になるべくこたえられるようにするというのが通常のやり方かなとも思います。ぜひ現状の実態を把握されて、利用者がどんなところに課題を持っていると感じているのかというところを把握して、新たな対策の検討をお願いしたいと思います。これは意見で終わります。

それから、先ほどの施設整備基金なんですけれども、ここの20年度の末は4億9,383万4,088円となっているんですけれども、その額と総務課長がおっしゃった4億9,434万3,357円というのがまた別の数になるので、ここの決算の施設整備基金の額は合っているのか。それと、前回のこの4億9,434万3,357円という金額は何の数なのか少しわからないので、御説明をお願いします。

○総務課長(涌井敬太) 大変申しわけございません。こちらに書かれているのが平成20年度末の基金残高でございます。前回はもう21年度に入っております、その後、当然基金の運用等をしておりますから、預金の利息とかそういったものは含まれてどんどんふえております。ですから、すみません、今手元に資料がないものですから、明確な数字はお答えが少しできないんですが、前回お話ししたのは21年度の途中の金額でございます。これはあくまでも20年度末の金額ということで御理解いただきたいんですが。

○4番(板垣洋子) わかりました。ということは、この製本も既にされているんですけれども、ここの説明の中の数字は違うということで、何らかの形で訂正を、ここの中では基金残高の金額でございますけれどもという形で、基金残額の金額を4億9,434万3,357円と御説明されているので、その前も違うのかなと思って、前の議事録のところも見てやはりそうなっているので、これは残ってしまっているので、何らかの形で修正していただいたほうがいいのではないかと思うんですけれども。

○総務課長(涌井敬太) お話の件が、大変申しわけない。のみ込めないんですが、ここの決算書の43ページに書かれております基金の金額は間違いございません。それで、先ほど御質問のあった件は、前回の議会のときに、基金を充用して補修する際の契約議決のときだったと思いますが、契約議決の金額に対して、基金を充用した後の残りが幾らになりますよというお話をさせていただいたときの残りの金額について、その充用した分を差し引くのを勘違いして、もともとの金額の数字を御説明させていただいたと理解しております。前回もそういう御質問があったものですから、後で調べまして、間違いなく差し引きするのを忘れていたということがございます。それはあくまでも21年度の途中経過の

金額でございます。こちらの今御指摘のあった決算書の43ページの基金というのは20年度末ですから、ことしの3月31日現在の数字でございます。そういうことですので、この基金の金額については間違いはございません。

○2番（沢田孝康） 幾つか質問しますが、決算の意見書の中の表、記述のところでも少し質問したいと思います。

まず、2ページの第3表の財政構造分析で、公債費比率が34.4%という比率になっていまして、このパーセンテージがどうなのかなと。やはり少し比率としては高いのかなと思うんですね。ですから、これは公債費比率をどのように、自主財源の確保というのが確かに非常に重要になってくるのではないかなということで、この公債費をどのように比率を下げていくのかという課題があると思うんですが、それについて今後の考え方がありましたらお願いしたいと思います。

それと、15ページの基金のところですね。先ほどと少し関連してはいますけども、この職員退職給与基金が、平成20年度中の減額が1億2,292万4,000円で、基金残高が3,622万7,804円になっているんですね。これは議員年金と同じようにどうなるんですかという、こういう質問です。これはこのままだと大変な状況になるだろうということですね。これについてはどのような見解をお持ちか、対策があるのかということですね。

それと、16ページの審査の所見のところなんですけど、一般状況についてというところで、「ごみの焼却に伴う地球温暖化の要因であるCO₂の発生量は平成19年に比べ167t-CO₂（約2%）の削減となった」と書いてありますけども、御存じのように政府、鳩山政権は25%という大きなCO₂の削減目標を掲げております。これは事業者にとっても非常に大きな課題になってくるだろうと思いますけれども、このCO₂の削減についてはチーム・マイナス6%というのがそれまでの削減目標であった。政府としても取り組んできたと思うんですね。それをもう25%に修正しているわけで、本当に大変な数字だなと私は思うんですけれども、柳泉園組合としてこのCO₂の削減という部分について、今後どのように取り組んでいくのかということ。

例えば東京都は、小・中学校についてはこのCO₂の削減効果も含めた壁面緑化とか校庭を芝生化とかと、こういう環境に配慮した政策を打ち出しております。

柳泉園組合として、例えば屋上緑化とか、また壁面、そういった緑化、こういった事業を今後、私は公共施設でもありますので取り組むべきだなと思うんですけれども、このあたりはいかが考えていらっしゃるのか。

以上、3点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（涌井敬太） 1点目の公債費比率の件でございます。決算書の54ページをごらんいただきたいのですが、こちらに償還表というのが添付されてございます。その中で5番と6番、いわゆるクリーンポートの建設のときに使いました起債なんですけど、これが一番大きなものでして、平成26年度いっぱい償還が終了する。これが2つ合わせて約8億円ございます。これがなくなればぐっと公債費比率が下がりますので、そこまでは大変申しわけないですが、今の現状でそうさせていただくしかない。歳入も、このところ景気が非常に悪くて歳入が見込めない。また、せんだってドバイで問題がありまして、それも影響するのではないかなという先行き見通しが暗い中で、資源物の売り払い、それから電力の売り払いなども、今以上に見込むことは少し難しいのかな。ごみもどんどん減ってきておりますので、ごみの歳入も難しい。そうすると、柳泉園組合の独自の財源として確保できる歳入というのは、そういった資源物・電力の売り払い、それからごみの手数料と。こういったことしか今のところないものですから、大変申しわけないんですが、少し難しいなと。あと約5年ですか。5年後、6年後にはこの部分はぐっと落ちていくということで御理解いただきたいと思います。

それから、退職給与基金の件でございますか、こちらにつきましては将来の退職者の、定年退職につきましては人数がわかりますので、その年に応じて多い年、少ない年がありますものですから、毎年4,000万円ずつ積み立てをさせていただいて、増減をしているというのがこの退職基金でございます。ですから、将来的に積み上げていってということではないんですね。10年なり20年なり先を見越して、そのときに一遍にたくさんマイナスができて、関係市の負担金をたくさんいただくことのないように平準化して、退職金が支出できるような積立金ということで基金を積んでいると御理解いただきたいと思います。

○技術課長（大場俊美） 国の温暖化対策ということで、CO₂ 25%削減ということがございます。それに対して柳泉園組合ではどういう対応ということなんですけども、現在、柳泉園組合では国へ温室効果ガス算定排出量ということで、毎年報告をさせていただいております。その中で、一応削減計画等の国への報告はございません。しかし、東京都には、平成17年度から平成21年度までの5カ年なんですけども、この間の削減計画を策定して毎年報告はしております。その中で来年、平成22年4月より、指定地球温暖化対策事業所という規定がございます。その中で柳泉園組合としては使用エネルギー、使っている

エネルギーに対して、1,500キロリットル以上の事業所に対しては、22年4月より指定地球温暖化対策事業所の指定となりまして、削減義務が課せられることとなります。柳泉園組合では、原油換算で1,500キロリットルのエネルギー使用にはなっていませんので、来年4月よりの削減義務ですか、それには当たらないということでございます。

それとあと、柳泉園組合としての温暖化対策ということなんですが、現在も節電とか、そういうことを地球温暖化対策委員会の中で実質行ってきております。それにつきましては、今後も引き続いて温暖化対策ということでの電気の使用料等につきましては削減する。電球とか使用量で低いLEDとかいろいろな機器がございます。その中でうちでは一応40ワット、蛍光灯を38ワットとか、あとは高効率の電球等に徐々に変えまして、その辺は削減計画を実施しているところです。この規定が1500キロリットルということがございますので、引き続き柳泉園では現状の使用量を確認しながら、地球温暖化対策を考えていく考えております。

○2番（沢田孝康） ありがとうございます。公債費についてはこの8億円がなくなればということでもありますよね。なくなるまで当然頑張っていたかなければいけないんですけども、途中で足りなくなりましたということになっては困りますものですからね。そのために涌井課長がおっしゃられたように、ごみ処理の手数料とか、そういった単価が上がったり下がったりという変動がある中で、当然予算を組み立てていくのは非常に大変な作業だとは思いますが。

原議員もおっしゃっていましたが、例えばプールの関係とか、13年たっていると言っていますが、使用料で言いますと、このプールの使用料も結構高いです。収入としては2,300万円というこの額が毎年入ってくるわけで、減ってはいますけどもね。ですから、減らない努力というか、これはあれです。例えばスイミングスクールみたいな、そういったプログラムとかはないんです、この柳泉園組合のプールは。ただ来てお金を払って、みんな自由に入って帰るみたいな感じですか。違いますか。そういったプログラムがあるんですか。（「柳泉園にはある」と呼ぶ者あり）そうですか。私が入ったころは何もなかったんですけども、そういうのがあれば、そういったものを充実させたりとかして、やはり人を呼び込む努力はしたほうがいいのではないかなと私は思います。

それと、退職の基金なんですが、この決算の意見書を見ますと、御答弁では退職の人数がわかっているので、毎年4,000万円ずつということになってはいますが、今回の場合はたまたまでしょうかね。これは4,000万円を積み立てて、1億2,200万円が出て

っています。これは要は現在高が3,600万円で、来年度というか今年度ですね。平成21年度にも4,000万円を積み立てていて、プラスすれば7,000、8,000万円ぐらいになりますよね。これでこういった平成20年度みたいな、退職者がふえちゃったんです、これは。予定よりも退職の方が、途中で退職された方がいらっしまったのでということもあると思うんですけども、そういったイレギュラーがないとも限らないわけです。そうすると、例えばことしは2人退職だからその額だけ積み立てればいいと思ったけれども、病欠とかさまざまな理由で退職される場合もありますからね。ですから、そのあたりはこの計画が本当に適切なのかどうか。毎年4,000万円で済むのかどうかということも考えなければいけないのではないかなと私は思うんです。積み立てられる、可能なのかという、財政がですね。それも当然リンクをしなければいけないんですけども、途中で補正予算が出ましたという形になると、もし不足があればですね。そういう形になると思いますので、その財源をどこから持っていくのかということになるわけですので、そのあたりはよく考えていただければと思います。

それと、CO₂についてですが、義務はないということですけども、これはもう現時点でのこれまでの判断ですからね。これまでの経過ではそうなっていますが、今の政権がどう法律を変えてくるかわからないですからね。ですから、中国はこの前40%という発表をしましたがけれども、25%という数字はもうべらぼうに厳しい数字ですので、当然各自治体、民間事業者を含めて、これはいろんな制約を設けてくるはずですよ。ですから、そういうときに要は柳泉園としてどうするんですかということ、これはもう先々見て考えなければいけないと私は思うんです。いかに事業者として事業所として削減をしていくかということ、やはりこれはよく考えていただきたいと思ひますし、簡単なことでいえば電灯をLEDに変えたり、また、冷却管がありますけど、そういうのを変えたりとかと、こういうことで消費電力は抑えられるとは思ひますけれども、それ以外の、当然工場のさまざまな備品、大型備品も含めて、要は高エネルギーというか、高省力化の施設に変えるということは、これは確かに非常に財源の歳出を生むものですから、なかなか急にはできないかもしれませんが、それも将来のことを考えてこれからどうするのかということは、やはり組合としてはしっかり考えていかなければいけないだろうと私は思っています。そのあたりはぜひ検討していただきたいと思ひます。

○管理者（野崎重弥） 議員御指摘をいただきましたように、野球場、プール、トレーニング室、テニスコート等々の歳入はあるわけでございます。こういったものが大変大きな

財源の1つになっている。もうこれは御指摘のとおりでございます。私どももこういった収入の確保に向けて、今後とも努力はしていかなければいけないだろうと思います。

ただ、柳泉園の成り立ちを考えますと、柳泉園をここにつくるといったときに、当時の田無の町長がその人の名前をもって指田プランと言っておりましたけれども、地域の皆さん方に指田プランというものを示しています。それは、こういった迷惑施設をここにつくらせてもらうかわりに、地域の還元施設としてこういうものを皆さん方に提供させていただきますよ、そういう案も同時に提示をしております。それが今の形と全くイコールではありませんけれども、過去からの経緯を追ってきますと、私は基本的に沢田議員と同じ考え方で、過去からの経緯も大切にはするけれども、やはり一定特定の方が受益を受ける、例えばプールですとかテニスコートですとか野球場を使った場合には、一定の御負担もお願いをする。これは私は基本だと思っておりますから、議員と基本的な考え方は変わりないわけです。ただ、過去からの経緯というものも、全くこれは無視するわけにはまいらないということで、大変難しい面はありますけれども、そういったことも踏まえながら適切な利用料をいただける考え方、これは今後とも堅持はさせていただきたいと考えております。

○総務課長（涌井敬太） 退職給与基金の件でございます。御指摘ありがとうございます。

退職の予定が今年度は2名でございます。それから22、23、24年度の3年につきましては、現在定年退職の予定はございませんので、その間に4,000万円を3年間積みますと約1億2,000万円あります。その後、25年度から3名、翌年度が2名、翌々年度が1名と、こう予定されておりますので、そういった先々のことを考慮いたしまして、今4,000万円ずつ積んでおけば何とかなるだろうというところで、この金額で積み立てさせていただいております。よろしく願いいたします。

○8番（原まさ子） 決算の意見のところの17ページですけれども、施設の維持管理ということで、長期的な整備計画を立ててと書いてございます。私は長期的な整備計画は持っているものと勝手に思っていたので、この記述は少し驚いたんですけれども、ここが稼動してもう13年ということだと思んですが、違いますかね。（「竣工後8年」と呼ぶ者あり）そうですか、すみません。

それで、何しろこういうものは当然きちんと早目早目に大事にメンテナンスをして、長もちするように使うというのがこのごろの施設の使い方でございますので、今後どのようにそれをするのかということをお検討なさっていらっしゃると思うので、伺いたいと思

ます。

それから、この決算書の中の28、29ページにかかわるところですけれども、土地は減価償却するということはないと思うんですけれども、建物については一定程度減価償却すると考えているんだと思っていただけたんですけれども、すみません、前年度との比較なのでこういうことなのか、一番最初から、できたときから比べても、延々と同じ金額でその施設の価値を見ておられるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○技術課長（大場俊美） 計画につきまして、今後ということなんですが、今回火格子とかいろいろございまして、その後、火格子を全部交換すれば2億円で、耐火ですか、炉を1炉当たり全部やれば2億円とか、そういうことでした。一応もとの計画は1炉当たりこのぐらいかかりますよとか、そういうことで計画してあるんですが、今後関係市の経済状況等がございまして、支出等を考慮しまして、単年度に大きな支出がないように、その部分は分散しまして、焼却炉に関しては全面とかそういうことではなくして、耐火レンガの部分とか個々の部分がございます。その中で部分的な補修ということで計画を1回立て直しまして、今回、10年まではいかないんですけども、6年前後の計画ということでは考えております。

○総務課長（涌井敬太） 公有財産の表記のことです。28ページからの件でよろしいでしょうか。

○8番（原まさ子） はい。

○総務課長（涌井敬太） 現在こういった書き方をさせていただいております、いわゆる減価償却という形の表現はまだ採用させていただいておりません。ですから、今の公有財産の表記としてはそのまま、対前年度比のままということでこの表には使わせていただいております。よろしくお願いいたします。

○8番（原まさ子） そうすると、維持管理に係る部分の計画というのは、これから6年分ぐらいをこの21年度につくって、それに基づいて修繕などをしていくということの認識でいいのでしょうか。すみません、のみ込みが悪くて申しわけないんですけれども、そこをもう一度聞かせていただきたいと思っておりますし、もちろん計画ができれば私どもに公表して下さるということでもいいんです。

建物も減価償却という考え方がないんです。それはいかがなんでしょうか。この修繕にもかかわると思うんですけれども、コンクリートでつくっていても、経年でだんだんいろんなところが悪くなってくるのか、それから財産の価値というのも、通常の固定資産税

みたいな考え方からすると、マンションなんかも最初は100万円の価値があっても、次は何年かたてば80万円になりとかというふうになるわけで、今後は公有財産というのは延々とできたときのままの価値とこれからも考えていくというものなんではないでしょうか。

○管理者（野崎重弥） 計画的な整備計画をとということでございます。基本的には先ほど担当課長が御答弁申し上げたとおりでございますけれども、私どもは毎年議会の皆様方の御議決をいただいて、3つある炉をそれぞれ定期点検を行わせていただいております。かなりの金額を割いておるわけでございますけれども、これは法定の点検とは別に、柳泉園として安定的に安全に焼却をしていくということを基本に据えながら、毎年定期点検をさせていただいておるわけでございます。そういった中で、今後大規模な修繕が必要になるという箇所は、この毎年の定期点検でおおむねつかむことができます。そういった中で今年度、1号炉の可動床、火格子のチタンの部分、ここで見ていただいたあれを全面交換させていただいたわけでございますけれども、今後ああいったことも、何年後にはほかの2つの炉でも必要になってくるだろうと思っておりますし、炉の中に入れていただくとわかるんですけれども、炉の中も多少傷んできているのも事実でございます。そういった中では、定期点検を行う中で今後大規模な改修、そういったものが必要になる場合は、また議会の皆様方の御議決をいただきながら、対応をさせていただきたいと思っております。

また例えば、これもことし定期点検をさせていただきましたけれども、焼却灰を動かすクレーンにつきましても、私も今回の定期点検で現地を見ましたけれども、やはり竣工後、毎日使って8年たつわけでございます。場所的にも温度ですとか灰を冷やすために上から水をかけますので、湿気等も大変厳しい状況にある中では、クレーン等もやはり劣化はかなりあるわけでございます。そういった中で、今後の整備計画は当然必要になる、大規模整備というものも想定はできます。ただ、ではかかるから各市の構成市負担をお願いします、幾ら幾らかかりますということだけでは、私は柳泉園の役割は済まないだろうと。そういった中でも、いかにかける費用を少なく効率的に計画的に行っていくのか。そういったことも担当は念頭に置いているようでございます。そういったことも含めまして、今後とも計画的な点検整備に当たっていきたいと思っております。

それと、原議員から28ページのところの償却という基本的な考え方をとらないのかということでございますけれども、端的に申し上げまして、一般のそういう建物と公共施設

は全く違った視点で考えております。それは、やはりこの躯体にいたしましても中の施設にいたしましても、民間会社がやれば償却資産として申請をして税金を払う。建物についてもそうでございますけれども、そういった考え方に立っておりません。そういった意味では価値が変わらないのかということで、変わらないという御答弁をしていいのか、年数がたてば価値は落ちるといったいいのか、少し言葉を選んでしまうんですけれども、そういった視点ではなくて、構成3市の行うべき事務事業を私どもは受託といたしましうか、受けておるわけでございますから、その事務を執行していく拠点として、その事務が可能な整備はしていかなければなりませんし、そういう視点でとらえていただければと思っております。

○8番（原まさ子） この長期計画ということと減価償却の考え方というのは、私はすごいリンクしているものだと思っております、新品だったところから比べれば、いろんなところにふぐあいが出てきて改修をしていくということ。ここの運営が各市の分担金で成り立っているわけですから、急遽必要になれば、こういうことの事態になったので、皆さん今まで分担金でこういうふうにいただいておりますけれども、来年度はプラスアルファでいただかないと困りますよという出し方もあろうかとは思っています。変ですけれども、整備に関する基金みたいなものを少し持っておいて、そういうものから急にどこかがぐあいが悪くなったというときには、本来であれば出していくというものではないかというイメージが私の中にはありまして、そうであれば当然長期の計画というものがあるべきだろうし、それから公有財産に減価償却という考え方がなじまないのかもしれませんが、やはり老朽化していくということについては、何らかの考え方としては持っておくということが重要な時代ではないかと思ったものですから、このような質問をいたしました。特に私がそのように思っていることなので、何か御見解とかがあれば伺いますけれども、意見で終わらせていただくということも可能ですが。

○管理者（野崎重弥） 御指摘をいただきましたように、先般バグフィルターの全面交換をさせていただきました。その財源も施設整備基金を充当させていただきました、各市の負担金にはね返らない対応をさせていただいたところでございますし、そのための施設整備基金でございますから、基金の目的を逸しない中で、なるべく効率的にこの基金は使用というか、使わせていただければなと思っておりますのでございます。

○5番（保谷清子） 54ページの償還表のことで伺いたいと思います。公債費の比率が大変高いというのも私はびっくりいたしました、これを低く下げていくことが大事では

ないかと思うところです。

そこで、この償還表を見ますと、利率が3.65%とか3%とか、これはもう償還していただきますけれど、あと2%などがありますし、実際こうやって見ますと政府債で0.7%とか、あと都振興基金で0.5%とか利率があるわけなんです。これを借りかえをするとか利子を低くしていくということは大変大事ではないかと思うんですけど、その点についてはいかが検討していらっしゃいますでしょうか。

○総務課長（涌井敬太） 起債の利子でございますが、今、4番以降は2%以下でございます。それで、これを返すとなると、一括償還をして借りかえをするという形になります。政府債は、5%を超えているものにつきましては借りかえはできずと。その際は、当然利息分は面倒を見ますということになるわけですが、5%未満のものにつきましては、利息分はある程度保証としてくださいというふうに、保証金として取られてしまいます。なおかつもし仮に新たに借りられたとしても、今一番ごみ処理施設関係は、安い特別利率としましては1.5%でございます。ほとんど差がないんですね。ですから、2%のものを仮に一括で返して、また1.5%を借りましても、その差の0.5%以上にこの2%分の利息を取られてしまいますから、借りかえをするよりも、このまま返していたほうが利息分が安いという結果になってしまいますので、このまま借りかえをせずに償還をしていきたいと考えております。

○5番（保谷清子） 説明いただきまして、そういうことなのかと思いましたが、また御検討いただいて、大変2%という利率が高いですし、1.5%でかえって高くなるというのが御説明ありましたが、実際よくわかりませんので何とも言えませんが、ぜひこの利子が20年度も1億3,300万円です。大変な利子ですので、御検討していただきたいと要望して終わります。

○6番（鈴木久幸） 私は西東京市議会から2月かな、出てきまして、柳泉園の経費等、事業をいろいろ勉強させていただいてきております。この間の柳泉園の年々の実施収入が減ってきているということも事実として理解をしているところでございますけれども、各市のごみの経費というのは市の収集経費であり、ここの中間処理施設の柳泉園の負担金であったり使用料、手数料の件であったり、それから最終処分場の経費であったりとかということで、この柳泉園の経費というのはなかなか見にくい。一括でここをやっていますから、負担金として出ちゃっていますから、市としては事業がどうなっているのかというのは理解はしにくいということなんですね。

それで、この間も西東京市の市議会で、ごみの経費ということでいろいろ考えさせていただいたんですけども、各市は年々ごみ収集が減っている。西東京市の場合には有料化をして、なおまた柳泉園に搬入するごみの数が減っているということで今理解しているところなんです、そうすると柳泉園の収入というのは、各市が持ってくるごみの搬入のものであるとか、さっき言った私が持ってくる部分であるとか、物を売ったりしたものが実収入としてなるんですが、それが年々減ってきているということになると、柳泉園のかかる経費というのはそんなに大きく差はないだろうと。全炉を動かしている間は一定の経費がかかる。それが、ごみが多かろうと少なかろうと一定の経費はかかるということだと、実収入が減ってくると、ではどこに負担金、お金を求めるのかということ、各市の負担金にはね返ってくるんだらうということだと思っんです。

それで、そう理解していますものですから、今年度、20年度の経費を見ても実収入が下がっています。21年度も下がるでしょう。22年度も下がるでしょうと、こういう話だらうと思っんです。そうすると、今年度の決算報告から見るこれからの負担金の推移というのを組合で見ているのか。

先ほど原議員もおっしゃっていましたが、足りなければどうしたってどう頑張ったって何億円も実収入が起り得ないわけで、やはり柳泉園を守っていくために、適切に運営していくためには、それなりの各市の構成市の負担金が当然はね返っていくんだらうと理解はしています。各市のこれからの負担金のあり方は、いろいろな複雑な計算方法があるんですけども、推移を持っていらっしゃるのか。3年から5年の間に、今の経済状況でいくとこうなっていくのではないかというものを持っていらっしゃるのか。各市にそれを示しながら、経費節減に努めていらっしゃるのかということの、その具体的な部分に負担金のあり方については持っていらっしゃるのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

○管理者（野崎重弥） 鈴木議員おっしゃいますように、柳泉園は特定目的を持って設立された特別地方公共団体でございます。廃掃法上は、収集運搬、処理・処分はそれぞれの地方公共団体の責務になっておるわけでございますけれども、収集運搬までは構成3市が行う。処理は私ども柳泉園で行う。処分は広域資源循環組合でその焼却残渣を処分している。こういったすみ分けというと語弊があるかもしれませんが、それぞれの役割分担になっております。

そういった中で、私どもはこの決算書にございますように、約35億3,000万円が歳

入で、公債費が約11億円あるわけでございます。これは先ほども総務課長が御答弁申し上げましたように、このクリーンポートを設立、新炉を建設いたしましたときの公債費でございますから、これはどうしてもこの中で支払っていかねばならない。そういった意味では、先ほどから各議員から御指摘をいただいておりますように、ここの公債費が償還が終わっていかない限り落ちない。ですから、公債費比率はなかなか落ちてこない。これはもう御指摘のとおりでございますし、いかんともしがたい事実でございます。しからば、どういったところを私どもは各市の負担金を抑える努力をしていくかということであれば、これも先ほどから御質疑をいただいておりますけれども、効率的で無駄のない組合そのものの運営ということを考えていかねばなりません。そういった意味では、職員数の総体をどうしていくのか。なおかつそういったものの仕事の中で、公務員としての職員が担うべき仕事は何なのか。民間の皆さんにお任せをしてもいい部分はどこにあるのかということも、組合の経営という視点の中では考えていかねばいけないだろうと思っております。

また、確かに経常的な事務が多いですから、ごみの量にかかわらず、かかる金額というものは一定推測はできるわけでございます。そういったものが、ではそれぞれの構成市のごみの減量に対する努力がどういうところにあらわれてくるのか。これは正直申し上げます、なかなか見えにくい部分でもございます。ごみの減量によって、それぞれの市の負担金が、冒頭おわびを申し上げました形の計算式の中で決まっていく。そういう事実も現実問題としてあるわけでございます。とりわけ西東京市はごみの有料化を導入されて、かなりのごみの減量が進んでいるわけでございます。ですから、ここのところ負担金が目に見える形で減ってきている。では、構成3市は、東久留米市はまだ有料化を導入いたしておりませんが、そういった形の中で、3市がまた全体のごみの量が減ってきてくれば土俵がイコールになってしまいますから、その形の中で減っていくのかという問題も出てまいります。それらが本当に難しい課題ではあるわけでございますけれども、私どもは一義的に構成市の皆さん方の御負担によって成り立っている組合であるということと、それと同時にそれぞれの構成市の皆さんにかわって、焼却という仕事をさせていただいている。それも安定的に安全に焼却を行っていく。それを一義的な責任として、今後とも十二分その責任が全うできるよう、そして構成市の皆様方に御理解をいただける負担金であるべく、今後とも努力は続けさせていただきたいと考えております。

○6番（鈴木久幸） ありがとうございます。そうすると、先ほどの説明ですと、5年

後に大きな借金がなくなるということですので、公債費の比率が下がりますよと。そういうことで説明がありました。借金がなくなれば、その時点で多少負担金も減るのかなという期待をする一方、そうすると施設もだんだん古くなってくる。そうするとまた、点検、維持費にもそれが多少はね返ってくるという、機械物ですから、どうしてもそれは避けて通れない。けどもそれは必要なので、やはりその辺のところは先ほどの原議員も言ったように、長期計画なりいろんな形で柳泉園が健全に安心して運営できるように、これからも頑張っていたきたいという意見を添えて、質問を終わります。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもちまして、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたしますが、反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上を持ちまして討論を終結いたします。

これより、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第16号、平成20年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成21年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 小 山 慣 一

議 員 沢 田 孝 康